

【目次】

1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化

- (1) 街頭犯罪・侵入犯罪対策の推進
 - ・ 犯罪高密度地区に対する犯罪抑止対策（生活安全企画課）
 - ・ 街頭犯罪捜査用装備資機材の整備（地域課）
 - ・ 街頭犯罪捜査体制強化のための装備資機材の整備（刑事企画課）
 - ・ 防犯性能の高い建物錠等の開発・普及促進（生活安全企画課）
 - ・ 集中護送車両の整備（総務課）
- (2) 少年非行防止対策等の推進
 - ・ 暴走族取締用装備資機材の整備（交通指導課）
- (3) サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進
 - ・ サイバーテロ対策要員の能力向上教養の実施（警備企画課）
 - ・ ネットワーク相談対応システムの構築（生活安全企画課）
- (4) 被害者対策の推進
 - ・ 遺体搬送の改善、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者等給付金の増額等（犯罪被害者対策室）

2 深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進

- ・ 組織犯罪対策の推進（刑事企画課・捜査第一課）

3 テロの未然防止と緊急事態への対処体制の強化

- ・ 不法滞在者対策用装備品の整備（外事課）
- ・ N B C テロ対応専門部隊の増強（警備課）
- ・ 警察移動通信システムの緊急構築（通信施設課）

4 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進

- ・ 特定交通安全施設等整備事業の推進（交通規制課）
- ・ 交通事故自動記録装置の整備（交通指導課）
- ・ 車間距離不保持違反取締装置の整備（交通企画課）

政策の名称	1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化 (1) 街頭犯罪・侵入犯罪対策の推進 ・ 犯罪高密度地区に対する犯罪抑止対策
政策の内容・目的	国民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、犯罪防止に配慮した環境の整備として、街頭における犯罪の多発地域（通学路）、住民の不安感が高い地域（通学路）に街頭緊急通報システム（以下「スーパー防犯灯」という。）及び子ども緊急通報装置の整備を補助事業として推進するものである。
必要性	<p>【公益性】 平成14年における刑法犯の認知件数は285万件を超え、前年比約11万8000件の増加となっており、戦後最多を7年連続で更新している。 その内容も、ひったくり、路上強盗、侵入盗など街頭犯罪や侵入犯罪といった国民に身近な犯罪が増加の傾向にあり、治安の悪化に対する国民の不安感が著しく増大している状況にある。 これまでも国の事業及び補助事業として、道路（通学路）・公園や共同住宅に対するスーパー防犯灯及び子ども緊急通報装置の設置を行っているが、犯罪が多発し、地域住民から設置を要望する声強い地区に対しては、住民の不安感を早急に解消するための対策が必要である。</p> <p>【官民の役割負担】 緊急時の通報受理、迅速な対応による被害者の保護、被害の拡大防止、被疑者の検挙等が求められることから、警察が行うべき施策である。</p> <p>【国と地方の役割分担】 地方におけるスーパー防犯灯や子ども緊急通報装置の設置促進のため、国が補助金を支出し、その設置、運用、管理は都道府県警察が行う。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 緊急時における通報への対応のため、民営化・外部委託は不可能である。</p> <p>【緊急性の有無】 犯罪情勢の急激な悪化に伴い、街頭における犯罪の発生が増加するなど、安全で安心して生活できる環境が脅かされている状況にあり、緊急に整備する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 平成13年度は、「歩いて暮らせるまちづくり」モデルプロジェクトとして、全国10箇所のモデル道路・公園にスーパー防犯灯を190基設置し、平成14年4月からその運用を開始している。また、平成14年度は、「安全・安心モデル街区の整備事業」として、全国10箇所のモデル街区（共同住宅周辺）にスーパー防犯灯50基を設置しているほか、「子どもを守る緊急支援対策事業」の一環として全国47の通学区において「子ども緊急通報装置」を設置し、いずれも本年4月から運用を開始している。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 上記のとおり、深刻な犯罪情勢が続いていることから、廃止、休止することはできない。</p>
達成効果等	<p>【これまで達成された効果】 スーパー防犯灯の活用によるひったくり被疑者の検挙等、効果的活用事例が報告されているほか、平成13年度事業で設置した全国10地区の道路、公園等における平成14年中の犯罪発生状況を平成13年中のそれと比較すると、全国10地区のうち8地区において刑法犯認知件数が減少している。また、残りの2地区においてもそれぞれ2件の増加にとどまっている。設置周辺区域における刑法犯認知件数は、全国10地区のうち7地区が減少している。全国10地区における刑法犯認知件数の合計は、それぞれ設置区域が14.7%減、設置周辺区域が9.7%減、その他関係区域が3.7%減となっており、スーパー防犯灯の設置場所に近いほど刑法犯認知件数の減少率が高くなるなどの効果がうかがわれる。 【別添1】</p> <p>【今後見込まれる効果】 警察への迅速な通報を可能とするスーパー防犯灯、子ども緊急通報装置を設置することにより、事件・事故発生時の警察による迅速・的確な対応や事件捜査における有効な探証活動が可能となるほか、犯罪被害に遭いにくい環境が整備されることで、犯罪被害の未然防止・被害拡大の防止を図り、住民</p>

	<p>の犯罪に対する不安感の軽減が期待される。 【効果の発現が見込まれる時期】 システム整備が完了し運用が開始される平成17年度以降</p>		
予算額	<p>【平成15年度予算額】 125,479千円(補助金) 【平成16年度要求額】 411,443千円(補助金)</p>		
効率性	<p>【代替的手段の有無】 スーパー防犯灯及び子ども緊急通報装置の整備 刑法犯の認知件数が急増している中、警察官を増員し、交番を増設するなど警察の体制強化は急務であるが、増員や交番の増設に際しては、費用の問題、土地の確保、設置条件等の制約があり、また、頻繁に変化する犯罪情勢に対し、対応可能となるまでの体制を短時間で達成することは困難である。 スーパー防犯灯及び子ども緊急通報装置は、緊急時に音声通話と画像伝送による、警察との通話を可能とするシステムであるが、これは「音声通話」のみで通報するシステムの場合に比べ、画像が加わるため、通報内容が不十分な場合でも事案の状況を正確に把握することができるとともに、その現場対応に必要な警察官の人数等の判断や事件捜査における有効な採証活動が可能である。 【他の事業との連携】 なし。 【効果とコストとの関係についての分析】 街頭における犯罪の検挙と未然防止による住民の不安感の解消という効果が見込まれるが、定量的な分析は困難である。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他			
政策所管課	生活安全企画課	評価実施時期	平成15年8月

スーパー防犯灯設置区域における刑法犯認知件数

設置区域	設置区域			設置周辺区域			その他関係区域		
	13年	14年	対前年	13年	14年	対前年	13年	14年	対前年
北海道岩見沢市 岩見沢駅周辺地区	0	2	+ 2	109	130	+ 21	1,824	1,773	51
宮城県古川市 古川中心地区	13	8	5	66	55	11	1,717	1,722	+ 5
山形県鶴岡市 鶴岡中心市街地地区	11	3	8	21	21	± 0	1,002	1,426	+ 424
東京都墨田区 隅田川・向島地区	64	55	9	257	232	25	1,889	2,032	+ 143
新潟県上越市 高田地区	46	44	2	109	85	24	1,260	1,271	+ 11
富山県富山市 とやま中心地区	14	16	+ 2	50	33	17	5,138	4,755	383
愛知県春日井市 鳥居松地区	30	27	3	295	229	66	7,456	6,818	638
大阪府豊中市 千里ニュータウン地区	111	106	5	352	301	51	7,284	6,734	550
香川県善通寺市 善通寺市快適居住 空間創造地区	25	17	8	127	119	8	691	743	+ 52
沖縄県沖縄市 中心市街地地区	12	0	12	210	236	+ 26	3,216	3,037	179
合計	326	278	48	1,596	1,441	155	31,477	30,311	1,166
	対前年比		14.7%	対前年比		9.7%	対前年比		3.7%

は減少を表す。

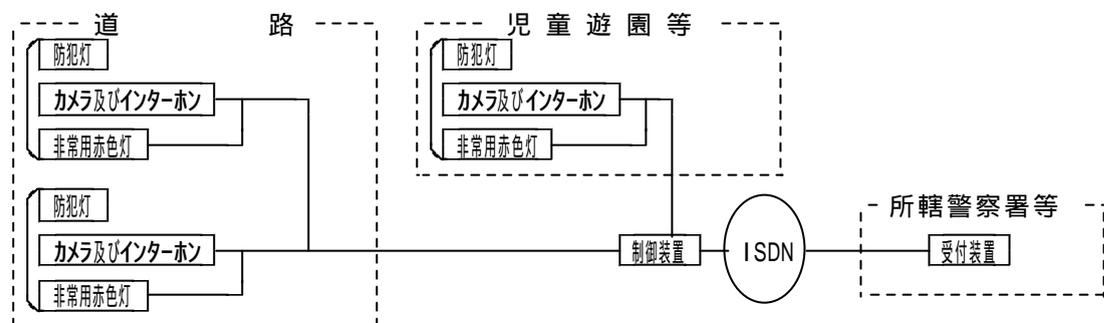
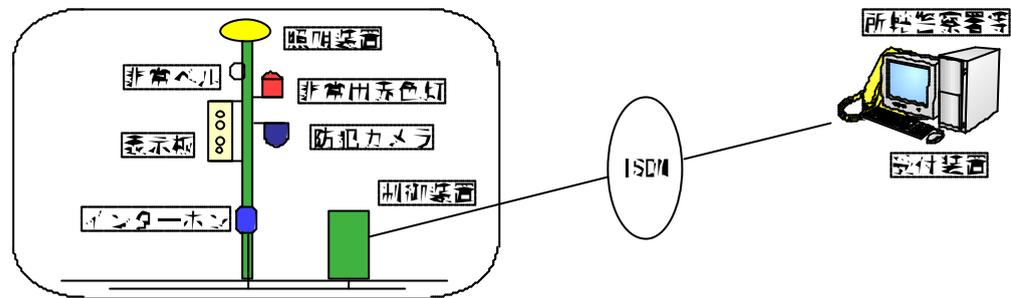
設置区域・・・スーパー防犯灯を設置した「防犯モデル道路」及び「防犯モデル公園」をいう。

設置周辺区域・・・設置区域を包含する又はこれに隣接する街区から設置の区域を除いた区域をいう。

その他関係区域・・・設置の区域をその管轄区域として包含し又はこれに隣接する区域を管轄区域とする警察署の管轄区域全体から設置区域及び設置周辺区域を除いた区域をいう。

スーパー防犯灯の機能システム概要

1 スーパー防犯灯の機器構成図



2 スーパー防犯灯の機能

(1) 通報装置（道路、児童遊園等に設置）

ア 照明装置

防犯照明として路上等の明るさを確保するとともに、防犯カメラのための照度を確保する。

イ 防犯カメラ及びインターホン

インターホン（緊急通報ボタン・マイク・スピーカー・通報者撮影カメラを設置）の緊急通報ボタンの押下で通報者及びその周辺の画像を所轄警察署等に伝送し、警察署員等と音声通話ができる。

ウ 非常用赤色灯及び非常ベル

緊急通報ボタン押下と同時に点灯、鳴動し、犯人等を威嚇するとともに、非常事態の発生を周辺に知らせる。

エ 表示板

警察への緊急通報装置である旨の表示を行う。

(2) 制御装置

所轄警察署等への映像の伝送、通話の制御及び画像の記録を行う。

(3) 受付装置（所轄警察署等に設置）

ア 着信時の音声通話に加え、通報者及びその周辺の画像の表示・記録を行う。

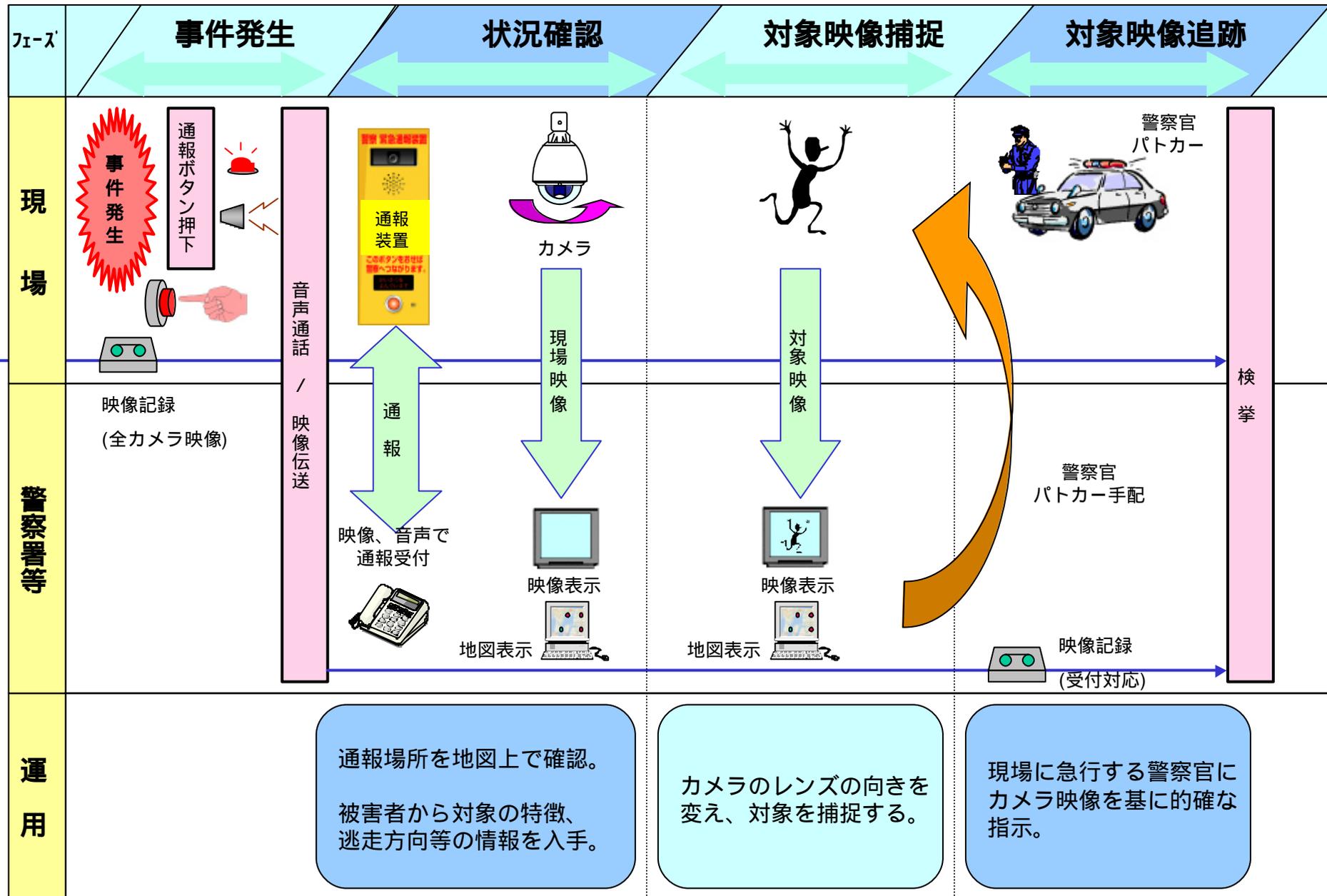
イ 発報したスーパー防犯灯の位置情報の表示を行う。

ウ 防犯カメラ、非常用赤色灯、非常ベルの遠隔操作を行う。



スーパー防犯灯の運用フローイメージ

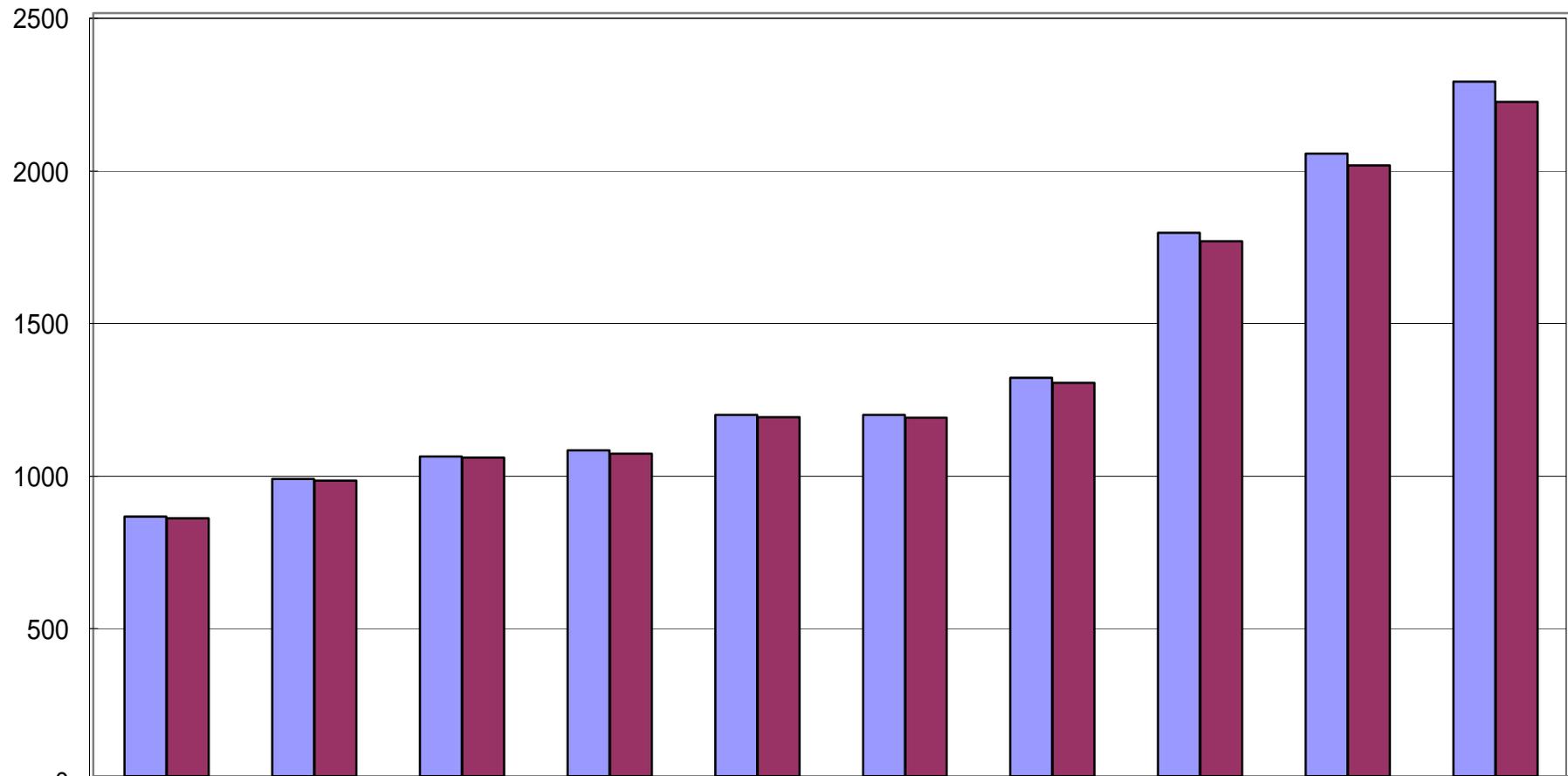
別添 3



政策の名称	1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化 (1) 街頭犯罪・侵入犯罪対策の推進 ・ 街頭犯罪捜査用装備資機材の整備
政策の内容 ・ 目的	国民からの通報を受け第一次的に現場に臨場する地域警察官が、その職務執行に際して、被疑者から刃物等による抵抗、攻撃を受け、受傷する事案が多発していることから、街頭犯罪捜査体制強化の一環として小型多機能刺股等の装備資機材を整備することにより、地域警察官の効果的な被疑者検挙及び受傷事故防止を図る。
必要性	<p>【公益性】 最近の治安情勢の悪化は、警察官の職務執行にも反映し、職務質問や逮捕等に際し刃物等の凶器のみならず車両を使用して抵抗し逃走しようとする事案の増加を招いており、警察官に対する公務執行妨害事件も増加している（平成 14 年中、警察官に対する公務執行妨害事件は 2,275 件発生した。）。（別紙）。また、殉職も含めた重傷（1 か月以上の治療を要するもの）の受傷事案が多発しており、平成 14 年中には 78 人の地域警察官が職務執行に際して重傷を負い（警察庁に報告のあったもの）、そのうち 5 人が殉職しているが、このような殉職事案等が警察官の職務執行に及ぼす影響は計り知れないものがある。 地域警察官は、第一次的に現場に臨場し、抵抗、逃走しようとする被疑者を確実に制圧検挙しなければならないが、刃物等を所持した被疑者の抵抗・攻撃により受傷することなく、不審車両の逃走を防止して、被疑者を効果的に検挙するためには、有効な装備資機材の整備が必要となっている。</p> <p>【官民の役割負担】 警察官が、その職務執行に際し必要な装備資機材の整備を行うものであることから、警察が担うべきである。</p> <p>【国と地方の役割分担】 街頭犯罪捜査に不可欠な資機材の整備を促進し、街頭犯罪捜査体制の強化を図るため、国が補助金を支出し、実際に職務執行を行う都道府県警察が必要な装備資機材を整備することとなる。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪捜査に関するものであることから、民営化・外部委託は不可能である。</p> <p>【緊急性の有無】 警察官に対する公務執行妨害事件及び殉職を含めた受傷事案が多発していることから、緊急に整備する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 上記のような状況にかんがみると、街頭犯罪捜査用装備資機材の整備を廃止、休止することはできない。</p>
達成効果等	<p>【今後見込まれる効果】 次の装備資機材を整備することにより、地域警察官の受傷事案を減少させ、効果的に被疑者を検挙することができる。 (1) 小型多機能刺股 (2) ガラス粉砕機 (3) 耐刃手袋・アームガード (4) 小型 3 D 透明盾</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本装備資機材が整備されたとき。</p>
予算額	<p>【平成 15 年度予算額】 244,654 千円（補助金） 【平成 16 年度要求額】 244,604 千円（補助金）</p>
効率性	<p>【代替的手段の有無】 警察官の受傷事案を発生させることなく、警察官の職務執行に対して刃物等を使用して抵抗・攻撃してくる被疑者を効果的に検挙するためには、街頭犯罪捜査用装備資機材を整備するほかなく、代替的手段はない。</p>

	<p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 本資機材は、第一次的に現場に臨場する地域警察に対して整備するものであり、地域警察官の受傷事故を防ぎ、被疑者を効果的に検挙するための最低限のコストといえる。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他			
政策所管課	地域課	評価実施時期	平成15年8月

警察官に対する公務執行妨害事件の認知・検挙状況



	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
認知件数	850	974	1047	1067	1184	1184	1306	1781	2039	2275
検挙件数	845	969	1044	1056	1177	1175	1289	1752	2001	2210

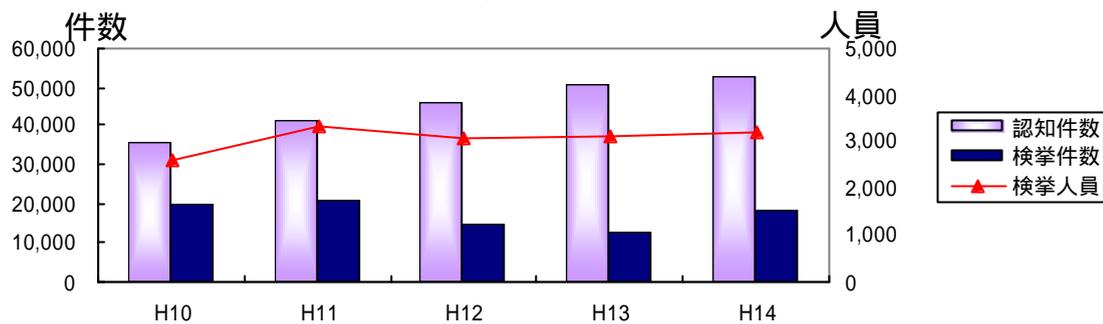
政策の名称	1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化 (1) 街頭犯罪・侵入犯罪対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 街頭犯罪捜査体制強化のための装備資機材の整備
政策の内容・目的	認知件数が著しく増加し、国民の治安に対する不安感を惹起している街頭犯罪の対策強化に資する装備資機材の整備を行うことにより、効果的な検挙を行い、国民の治安に対する不安感を払拭する。
必要性	<p>【公益性】 昨年(2014)の刑法犯認知件数は285万件を超えて過去最多となり、犯罪の増加が顕著になっている中、街頭や駅等の公共空間における路上強盗等の非侵入強盗、ひったくり、強制わいせつ、暴行、傷害といった生命や身体に直接危害を及ぼす犯罪(以下これらを総称して「街頭犯罪」という。)が著しく増加している。これらに効果的に対処するためには、街頭犯罪捜査用二輪車、車載用昼夜兼用ビデオ監視システム等の整備が必要である。</p> <p>【官民の役割負担】 犯罪捜査に関するものであるから、警察が担う必要がある。</p> <p>【国と地方の役割分担】 街頭犯罪捜査に不可欠な装備資機材の整備を促進し、街頭犯罪捜査体制の強化を図るため、警察用車両である自動二輪車については国が整備して、都道府県警察が活用し、装備資機材については国が補助金を支出し、実際に捜査を行う都道府県警察が必要な装備資機材を整備、活用することとなる。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪捜査に関するものであることから、民営化・外部委託は不可能である。</p> <p>【緊急性の有無】 街頭犯罪の増加は、国民にいつ自らが犯罪の被害者になるかもしれないという不安を強く惹起し、ひいては治安に対する不安感を増大させているところであり、街頭犯罪対策の強化は喫緊の課題となっている。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 街頭犯罪の深刻な現状にかんがみて、その対策用装備資機材の整備を廃止、休止することはできない。</p>
達成効果等	<p>【今後見込まれる効果】 犯罪発生多発地帯においてよう撃捜査(注)を実施し、犯行現場における検挙が可能となる。 犯行容疑車両を自動二輪車により秘匿追尾し、被害品確認場所における検挙が可能となる。 各種装備資機材を活用し、夜間帯等における尾行・張込み捜査等が可能になる。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本装備資機材が整備され、都道府県警察により活用されたとき。</p>
予算額	<p>【平成15年度予算額】 236,124千円(うち補助金158,451千円) 【平成16年度要求額】 205,243千円(うち補助金146,842千円)</p>
効率性	<p>【代替的手段の有無】 街頭犯罪は、機動力を有する自動二輪車が利用されて態勢の薄い夜間帯に連続して犯行が敢行されることが多いことから、これらの犯罪に適確に対処するためには、機動力を有する自動二輪車や各種装備資機材の整備が不可欠であり、他に代替手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 機動力を必要とする街頭犯罪の捜査を現有の車両等のみにより行うことは非効率である。自動二輪車等を整備することにより、街頭犯罪の捜査を効率的に行うことが可能となる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他			
政策評価担当課	刑事企画課	評価実施時期	平成15年8月

(注) よう撃捜査とは、容疑者は明らかではないが、連続して発生している事件の同一性を詳細に分析して犯行予測を立て、その予測場所に張り込んで現行犯的に検挙する捜査手法のこと。

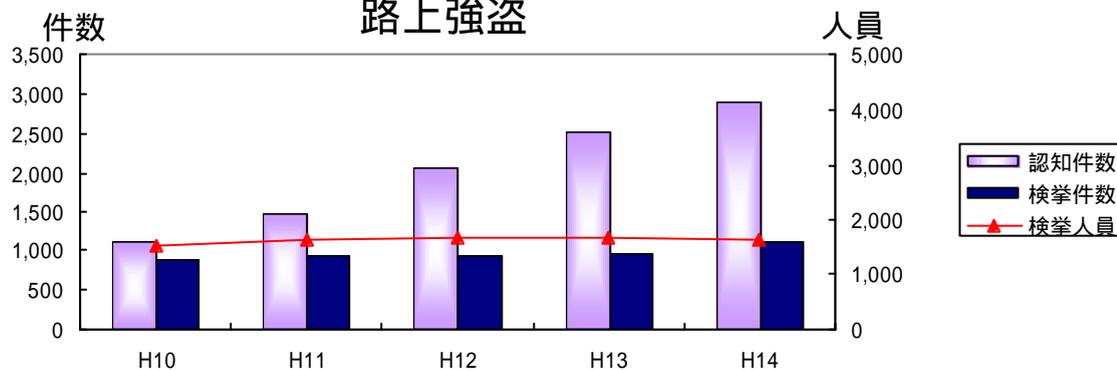
参考資料

ひったくり



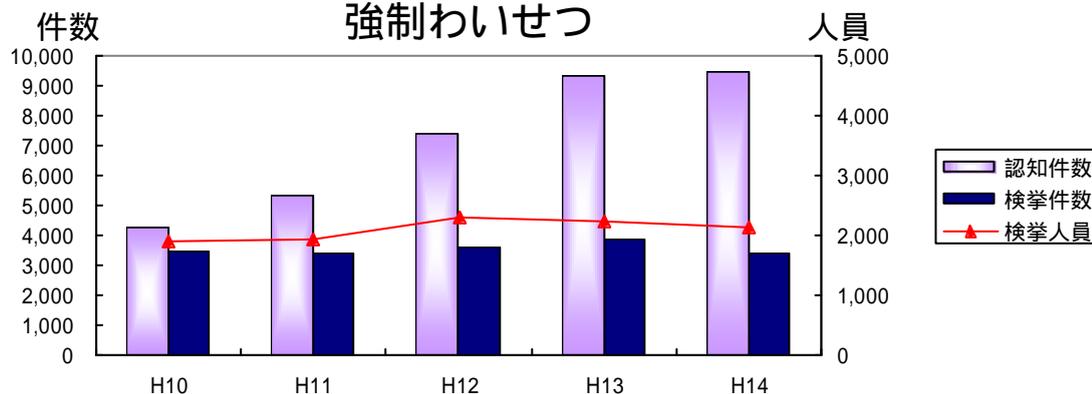
	H10	H11	H12	H13	H14
認知件数	35,763	41,173	46,064	50,838	52,919
検挙件数	19,636	20,597	14,796	12,925	18,434
検挙人員	2,605	3,304	3,072	3,078	3,158

路上強盗



	H10	H11	H12	H13	H14
認知件数	1,119	1,495	2,070	2,509	2,888
検挙件数	873	925	930	968	1,104
検挙人員	1,503	1,609	1,645	1,658	1,631

強制わいせつ



	H10	H11	H12	H13	H14
認知件数	4,251	5,346	7,412	9,326	9,476
検挙件数	3,498	3,388	3,602	3,887	3,367
検挙人員	1,890	1,926	2,286	2,236	2,130

政策の名称	1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化 (1) 街頭犯罪・侵入犯罪対策の推進 ・ 防犯性能の高い建物錠等の開発・普及促進
政策の内容・目的	侵入犯罪の発生を抑止するためには、取締りを強化するだけでなく、建物側の防犯対策を強化していくため、防犯性能の高い建物錠等の開発・普及を促進することが必要である。具体的には、防犯性能の高い建物錠等の開発・普及を促進するため、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律により新設されることとなる指定建物錠の防犯性能の表示制度を運営するための事業等を推進するものである。
必要性	【公益性】 侵入窃盗は平成14年中、約33万件発生しているとともに、ピッキングを使用した侵入窃盗も減少しているとはいえ平成14年中、約1万9,000件発生しており、早急に対策を講ずる必要がある。そのため、建物錠の防犯性能の表示制度等について、その認知度を高めるとともに、表示の適正化を図ることによって、防犯性能の高い建物錠等の開発・普及を促進する必要がある。 【官民の役割負担】 国家公安委員会が建物錠の防犯性能の表示制度等を所管する行政庁として、建物錠の防犯性能の表示の認知度の向上や適正化を図る一方、建物錠等の製造・輸入業者が防犯性能の高い建物錠等の開発を担う。 【国と地方の役割分担】 国家公安委員会が建物錠の防犯性能の表示制度等を所管する行政庁であることから、建物錠の防犯性能の表示の認知度の向上や適正化に第一義的責任がある。他方、都道府県警察は、防犯指導・防犯相談の際に表示制度の紹介を行うこと等が考えられる。 【民営化・外部委託の可否】 建物錠の防犯性能を迅速かつ的確に検証し得る他の適当な機関等が存在しない。 【緊急性の有無】 犯罪情勢の急激な悪化に伴い、侵入犯罪の発生が増加するなど安全で安心して生活できる環境が脅かされている状況にあり、緊急に整備する必要がある。また、平成16年度は、建物錠の防犯性能の表示制度等の本格的実施初年度に該当するため、国民に対する制度の周知を図る必要性が高い。 【他の類似政策】 なし
達成効果等	【今後見込まれる効果】 近年、サムターン回しなどピッキング以外の不正開錠による侵入犯罪も増加していることから、防犯性能の高い建物錠等の開発・普及が促進することにより、用具を用いた侵入犯罪の発生を抑止に資することが見込まれる。 【効果の発現が見込まれる時期】 建物錠の防犯性能の表示制度等は、平成16年度に本格的実施初年度となることから、効果の発現は少なくとも平成17年度以降であると見込まれる。
予算額	【平成16年度要求額】 31,172千円（うち補助金8,324千円）
効率性	【代替的手段の有無】 侵入窃盗等の侵入犯罪が増加している中、都道府県警察の広報・啓発等により、防犯性能の高い建物錠等の開発・普及を促進することも考えられるが、指定建物錠の防犯性能の表示制度等については全国的な制度であることから、国で行う方が効率的であると考えられる。 【他の事業との連携】 なし。 【効果とコストとの関係についての分析】 防犯性能の高い建物錠等の開発・普及を促進することにより、侵入犯罪の発生を抑止という効果が見込まれるが、効果とコストに関する定量的な分析

	は困難である。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他	侵入犯罪の発生件数の増減は、防犯性能の高い建物錠等の開発・普及にのみ左右されるだけでなく、経済情勢の変化、取締りの強化等の影響を受けるものである。		
政策評価担当課	生活安全企画課	評価実施時期	平成15年8月

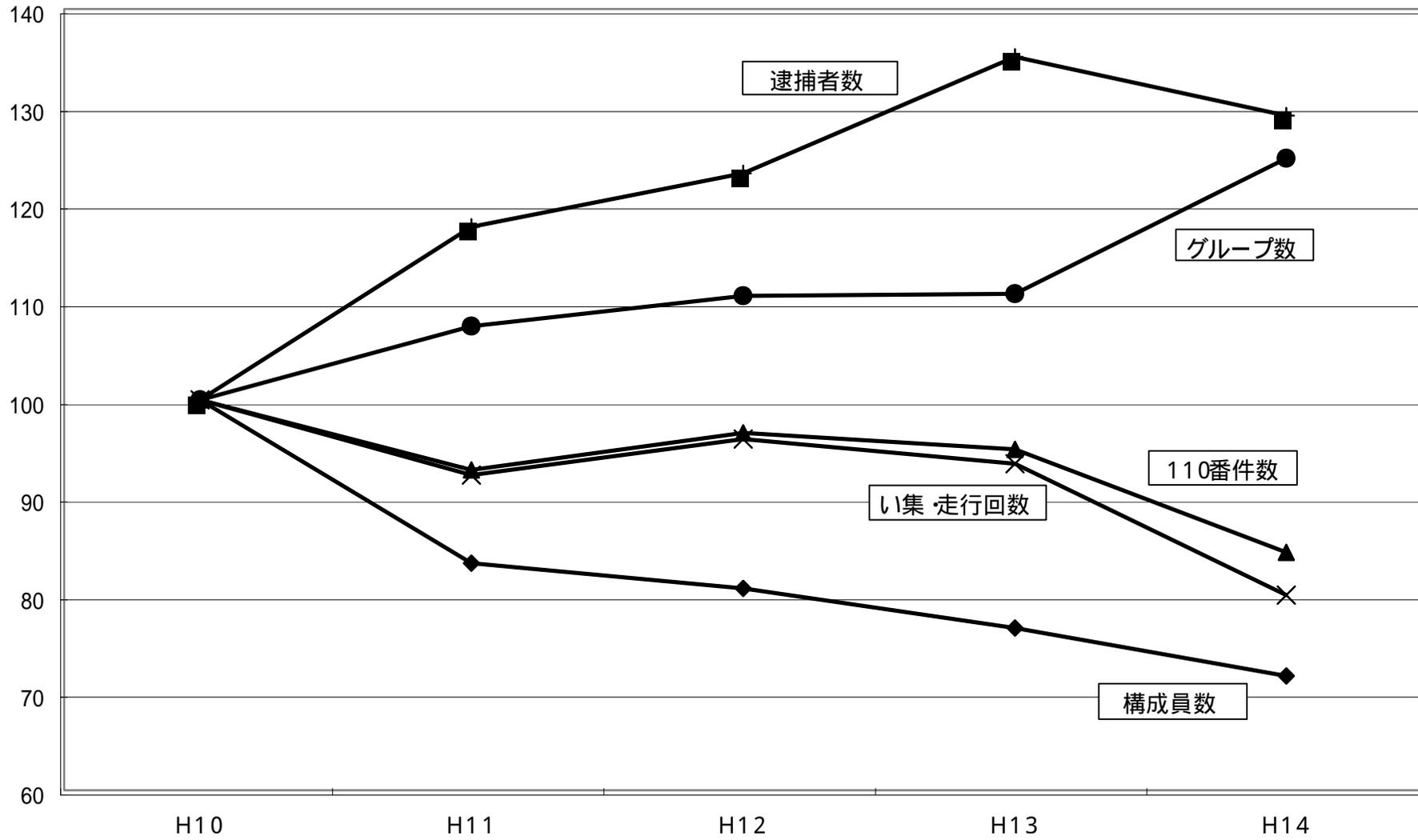
政策の名称	1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化 (1) 街頭犯罪・侵入犯罪対策の推進 ・ 集中護送車両の整備		
政策の内容 ・ 目的	留置管理勤務員の合理的な運用を図ることを目的として、全国的に集中護送車両を整備し、これまで単独護送を行っていた捜査等他部門の人員を護送業務から解放することとなる集中護送制度を推進する。 (注)集中護送...警察署等の留置場と検察庁、裁判所との間の護送において、大型又は中型の護送車両を用いて、一度に大人数の被留置者を護送する制度。一般に、一定のルートを決めて複数の留置場を巡回して護送する。単独護送に比べて、少ない護送要員で被留置者を護送することができる。		
必要性	【公益性】 取調べや公判のために被留置者を検察庁、裁判所に護送する業務は、捜査・公判といった刑事手続の一環であることから、公益性がある。 【官民の役割負担】 護送業務は、捜査・公判といった刑事手続の一環であることから、警察の責任において行われなければならない。 【国と地方の役割負担】 警察法施行令第2条4号に基づき集中護送車両の購入は国費で行い、集中護送の系統の決定、実施等の運用面については、都道府県警察が行う。 【民営化・外部委託の可否】 護送中の被留置者の監視については、警察法に基づく警察権力の直接の行使に係るものであり、民営化・外部委託は困難である。 【緊急性の有無】 近年悪化する治安を早急に回復する必要があることから、早期実施が必要である。 【他の類似政策（他省庁分を含む）】 なし。		
達成効果等	【今後見込まれる効果】 集中護送を行うことにより、これまで単独護送を行うときに転用していた捜査等他部門の職員を護送業務から解放し、本来の業務に従事させることで、現場の執行力が高まり、治安回復の強化が図られる。 【効果の把握の手法】 集中護送において、必要な護送勤務員を積算し、一般の単独護送に比べ、何人の護送勤務員を合理化できるかを比較し、合理化効果を把握する。 【効果の発現が見込まれる時期】 集中護送車両が整備され、当該車両により集中護送を実施した時期		
予算額	【平成16年度要求額】	270,988千円	
効率性	【代替的手段の有無】 なし。 【他の事業との連携】 なし。 【効果とコストとの関係についての分析】 他部門の勤務員を転用せず、留置管理部門のみで護送業務を行うためには、必要数の増員を行う必要があり、その分の雇用経費と比べれば、集中護送車両を購入する方が安価であると思われる。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他			
政策評価担当課	総務課	評価実施時期	平成15年8月

政策の名称	1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化 (2) 少年非行防止対策等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 暴走族取締用装備資機材の整備
政策の内容・目的	視察・内偵の強化により、暴走行為を的確に把握し、より効果的な現場検挙活動を行うため、視察・内偵用車両と器材及び阻止・検挙用器材の整備を図るものである。また、事後の暴走行為を抑止するため、押収車両の保管場所の充実を図り、車両押収を積極的に推進するものである。
必要性	<p>【公益性】 近年、暴走族は総数こそ減少しているものの、小規模化によりグループ数は増加傾向にあり、依然として深夜の爆音暴走等を繰り返している。また、暴走族については、対立抗争やリンチ事案、さらには一般人や警察官に危害を加えるなどの悪質・凶悪化傾向もみられ、騒音苦情等依然多数の110番通報が寄せられるなど、国民の取締り要望とともに、社会的な問題としてクローズアップされている。 このような状況の中、視察・内偵捜査の強化により、暴走行為を的確に把握し、より効果的な現場検挙活動等を行うため、視察・内偵用車両及び器材並びに阻止・検挙用器材の整備を図る必要がある。 また、暴走族とその使用車両の分離により、事後の暴走行為を抑止するため、押収車両の保管場所の充実を図り、車両押収を積極的に推進する必要がある。</p> <p>【官民の役割負担】 暴走族取締りは、警察が道路交通法等の取締り権限に基づき遂行すべきものであり、そのために必要な器材の整備は、警察において行うべきものである。</p> <p>【国と地方の役割分担】 取締り車両については国費により整備し、取締り器材については、国が補助金を支出し、取締り権限を有する都道府県警察が整備することとされている。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 暴走族取締りに関する権限は、警察等捜査機関にのみ与えられているので、民営化・外部委託は不可能である。</p> <p>【緊急性の有無】 平成13年2月には、暴走族対策関係8省庁申合せ（「暴走族対策の強化について」）がなされ、関係省庁等が一体となって総合的な暴走族対策を推進することとしているが、暴走族に関する110番通報等が多数寄せられているなど、依然として国民の暴走族取締りの要望は高い状況にあり、警察としては、緊急に取締りの強化に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 マスコミ、国会等において暴走族の問題が頻繁に取り上げられるなど、依然大きな社会問題としてクローズアップされている状況の下で、警察としては、引き続き取締りの強化を図るなど、継続的な取り組みを実施する必要がある。</p>
達成効果等	<p>【これまで達成された効果】 暴走族の勢力を示す構成員数、活動実態を示す集・走行回数、国民の取締り要望を反映する110番通報等の指標は依然として高い水準にあるが、平成14年中の各指標は前年と比べ減少した。</p> <p>【今後見込まれる効果】 視察・内偵用車両、望遠暗視カメラ等を活用することにより、暴走行為の事前動向の把握、参加人員、参加者等の確認ができ、より効果的な取締りが可能となる。 また、伸縮式車両阻止柵、車両封鎖用エアバック等の阻止・検挙用器材は、安全性を確保しつつ確実に暴走族を阻止することができ、暴走行為の封圧に効果を発揮するとともに、警察官の受傷事故防止にも資することとなる。 これら取締り用装備資機材を活用し、共同危険行為等の取締りを強化し、暴</p>

	<p>走行行為の封圧、組織の解体を進めることにより、集団暴走行為による道路交通法上の危険、深夜の爆音暴走に伴う騒音被害等の低減を図るもの。</p> <p>【効果の把握の手法】 共同危険行為等の禁止違反等道路交通法違反を始めとする各種法令を適用した暴走族の検挙件数・検挙事例のほか、暴走族のい集・走行回数、い集参加人員数、暴走族に関する110番通報件数等のデータについて、取締りに当たる都道府県警察から報告を受け、効果を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 当該車両・器材等については、整備直後から暴走族の視察・内偵や現場検挙等に活用可能であり、今後の総合的な暴走族対策の推進とあいまって、近い将来、集団暴走行為の封圧による道路交通上の危険防止、深夜の爆音暴走に伴う騒音被害の低減等の効果が期待できる。</p>														
<p>予算額</p>	<p>【平成 15 年度予算額】 【平成 16 年度要求額】</p>	<p>139,270 千円（うち補助金 76,435 千円） 84,744 千円（うち補助金 57,553 千円）</p>													
<p>効率性</p>	<p>【代替的手段の有無】 視察・内偵捜査を強化し、暴走行為を的確に把握するためには、視察・内偵用車両等及び阻止・検挙用器材等の整備並びに車両の保管場所の確保が不可欠であり、代替的手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 不正改造車両に対する国土交通省との合同取締りのほか、暴走族への加入防止・離脱促進等については所管する他省庁等との連携を図って総合的な対策として取り組む必要がある。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 視察・内偵用車両等及び阻止・検挙用器材を整備することにより、暴走行為の事前動向の把握、参加人員、参加者等の確認が可能となるとともに、安全性を確保しつつ暴走族を阻止することができるようになり、当該車両・器材を活用しない場合の視察内偵に費やす捜査員の人件費、受傷事故発生に伴う人的損失等を考えると、長期的に見ればコストに見合った十分な効果を上げるものといえる。</p> <p>また、保管場所の確保についても、暴走族が社会問題化している中において事後の暴走行為を抑止できる効果を考慮すると、コストに見合った効果をおげるものといえる。</p>														
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>なし。</p>														
<p>その他</p>	<p style="text-align: center;">暴走族の動向</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 1 4 年中</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構 成 員 数</td> <td>24,669</td> <td>-1,691(- 6.4%)</td> </tr> <tr> <td>い集・走行回数</td> <td>7,430</td> <td>-1,252(-14.4%)</td> </tr> <tr> <td>1 1 0 番入電回数</td> <td>129,808</td> <td>-16,234(-11.1%)</td> </tr> </tbody> </table>				平成 1 4 年中	前年比	構 成 員 数	24,669	-1,691(- 6.4%)	い集・走行回数	7,430	-1,252(-14.4%)	1 1 0 番入電回数	129,808	-16,234(-11.1%)
	平成 1 4 年中	前年比													
構 成 員 数	24,669	-1,691(- 6.4%)													
い集・走行回数	7,430	-1,252(-14.4%)													
1 1 0 番入電回数	129,808	-16,234(-11.1%)													
<p>政策評価担当課</p>	<p>交通指導課</p>	<p>評価実施時期</p>	<p>平成 1 5 年 8 月</p>												

指数

暴走族の状況



暴走族取締りに係る社会的ニーズ

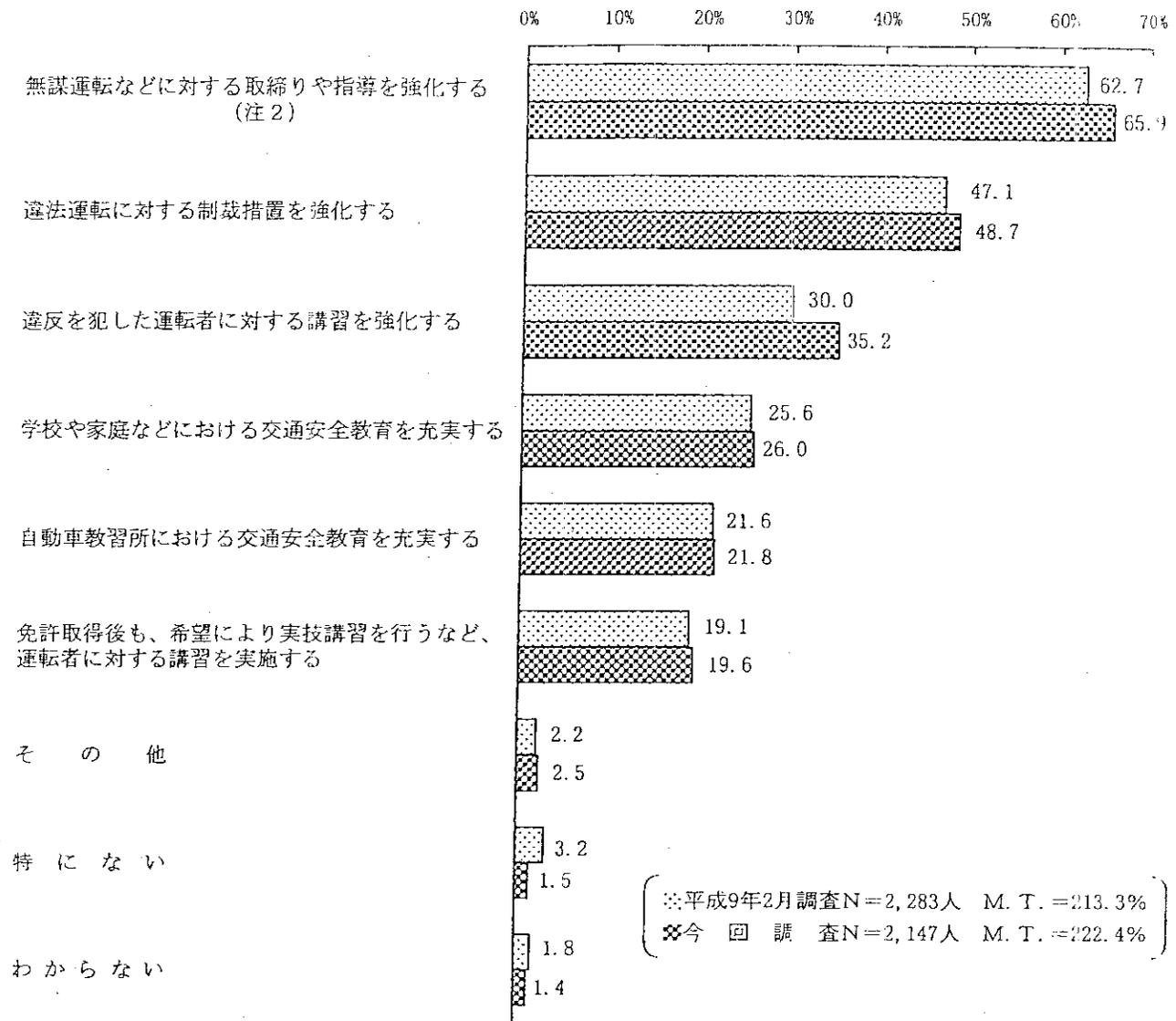
平成11年に当時の総理府が実施した「交通安全に関する世論調査」では、「若者の運転による自動車の事故を防止するためにはどうすればよいと思うか」について聞いたところ、「無謀運転などに対する取締りや指導を強化する」を挙げた者の割合が65.9%と最も高く、平成4年の同調査結果(53.6%)と比べ12.3ポイント増加している。

平成14年中の暴走族に関する騒音苦情等の110番通報件数は約13万件であり、近年減少傾向にあるものの依然として高いレベルにある。

その他、警察庁等に対し、暴走族に対する苦情、暴走族への対策の強化等を訴えるメールが多数寄せられている。

若者の運転による自動車事故の防止について

(複数回答)



(注1) 平成9年2月調査までは、「若者の運転による自動車の事故が増加していますが、あなたは、それを防止するためにはどうすればよいと思いますか。この中からいくつでもあげてください」と聞いている。

(注2) 平成9年2月調査までは、「違法運転や無謀な運転に対する取締りや指導を強化する」となっていた。

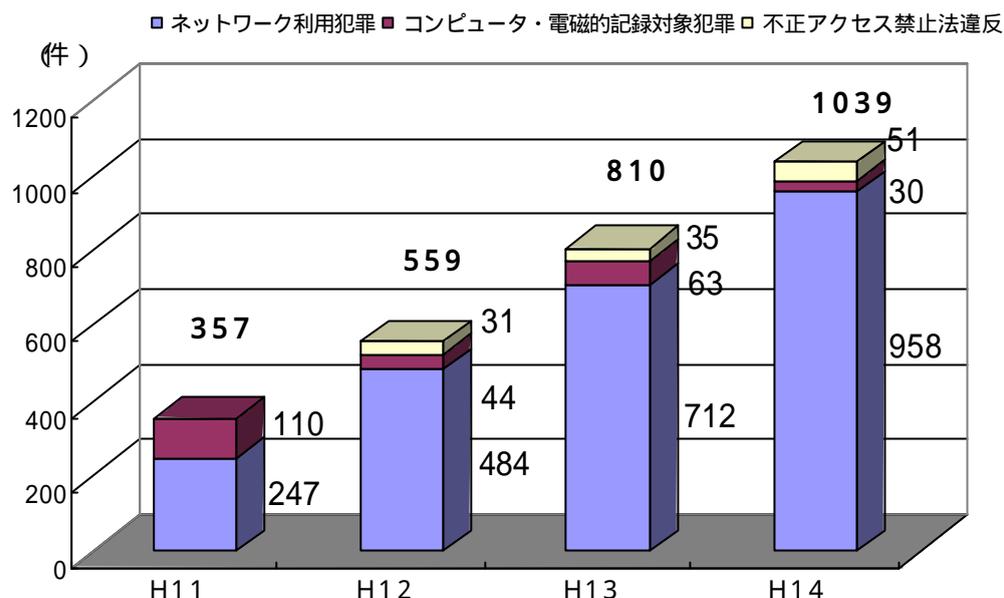
政策の名称	<p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化 (3) サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進 ・ サイバーテロ対策要員の能力向上教養の実施</p>
政策の内容・目的	<p>サイバーテロ対策要員に対する能力向上のための教養を実施することにより、サイバーテロの未然防止及び事案発生時の的確な対処を図ることを目的とする。</p>
必要性	<p>【公益性】 昨今、情報通信技術の発展とこれに伴う高度情報通信ネットワーク社会の形成により、コンピュータ・ネットワークが重要インフラ等の公共性の高い社会基盤に浸透している。このような情勢の中で、サイバーテロが発生した場合には、国民生活や社会経済活動に計り知れない損害を生じさせるおそれがあり、その未然防止及び事案発生時の被害拡大の防止等が求められている。</p> <p>また、政府が策定した「e-Japan 重点計画 - 2003」には、警察庁が講ずべきサイバーテロ対策として、重要インフラ事業者等との連携の強化、サイバーテロ関連情報の収集及び分析能力の強化、サイバーテロ対策を推進する体制の充実強化等が盛り込まれており、警察がサイバーテロ対策をより一層推進することが求められている。</p> <p>【官民の役割負担】 サイバーテロは、いったん発生すれば重大な被害を生じさせ、国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥らせるおそれがあるため、その未然防止及び事案発生時の的確な対処を図ることは、公共の安全と秩序の維持を担う警察の重要な責務である。また、警察は、サイバーテロ対策として、自ら必要な施策を推進するとともに、重要インフラ事業者等に対して、セキュリティ対策に関する自主的な取組みも要請しているところである。</p> <p>【国と地方の役割分担】 警察学校における教育訓練に必要な経費については国庫で支弁することとされている。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 サイバーテロは、いったん発生すれば重大な被害を生じさせ、国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥らせるおそれがあるため、その未然防止及び事案発生時の的確な対処を図ることは、公共の安全と秩序の維持を担う警察の責務である。このため、サイバーテロ対策を民営化、外部委託により実施することは適当ではない。</p> <p>【緊急性の有無】 平成 14 年 10 月には、ルート DNS サーバへのサイバー攻撃事案、平成 15 年 1 月には、韓国において特に甚大なインターネット接続障害を生じたスラマーワームが発生するなど、サイバーテロの脅威が現実化しており、サイバーテロの未然防止を図り、事案が発生した場合にこれに迅速、的確に対処するためには、一定の能力を備えた人材を各都道府県警察に配置することが喫緊の課題となっている。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 重要インフラ関連サービス活動の多くが、情報システムにますます依存するようになってきており、今後、更に加速度的な情報化・ネットワーク化の進展が見込まれ、サイバーテロの脅威はますます高まっていることから、今後とも、一層強力に対策を講じていく必要がある。</p>
達成効果等	<p>【これまで達成された効果】 平成 14 年 12 月に、警察庁にサイバーテロ対策推進室を設置したほか、各都道府県警察においてサイバーテロ対策プロジェクトの設置を進めるなど、サイバーテロ対策を推進するための体制を整備し、重要インフラ事業者との連携強化等を推進しているところである。各都道府県警察においては、本教養の修了者が中心となって、これらの対策を推進している。</p> <p>また、平成 15 年 1 月、世界規模でスラマーワームがまん延し、特に韓国において大規模なインターネット接続障害が発生した事案では、警察庁のサイバーテロ対策推進室において、情報収集及び被害状況の把握に努め、原因</p>

	<p>となったワームを入手してその動作を解析した上でその結果を広報し、被害拡大の防止に努めたほか、各都道府県警察においては、本教養の修了者を中心として、重要インフラ事業者への情報提供、国内で認知した被害に関する情報収集及び対応等の必要な措置を講じた。</p> <p>【今後見込まれる効果】 基礎コースを実施することにより、各都道府県警察にサイバーテロ対策に最低限必要な技能を有する警察官を配することが可能となり、全国規模でサイバーテロに対する対処態勢の強化を図ることができる。さらに、応用コースを実施することにより、より高度な専門的スキルを有する警察官を配することが可能となり、よりの確な事案対処が可能となる。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 研修終了時</p>		
<p>予算額</p>	<p>【平成 15 年度予算額】 30,438 千円（うち補助金 634 千円） （内訳） ・サイバーテロ対策要員の能力向上研修の実施（基礎コース） 30,438 千円（うち補助金 634 千円）</p> <p>【平成 16 年度要求額】 38,314 千円（うち補助金 786 千円） （内訳） ・サイバーテロ対策要員の能力向上研修の実施（基礎コース） 30,438 千円（うち補助金 634 千円） ・サイバーテロ対策要員の能力向上研修の実施（応用コース） 7,876 千円（うち補助金 152 千円）</p>		
<p>効率性</p>	<p>【代替的手段の有無】 サイバーテロは、いったん発生すれば重大な損害を生じ、国家又は社会の重要な基盤が機能不全に陥るおそれがあることから、これに対する対策は、公共の安全と秩序の維持を担う警察の責務である。サイバーテロの未然防止と事案発生時における的確な対処を図るためには、サイバーテロ対策を担当する警察官の能力の向上が不可欠であり、そのためには、教養を実施することが極めて効率的かつ効果的であり、代替的手段はない。</p> <p>【効果とコストの関係についての分析】 サイバーテロの脅威が高まる中、これに的確に対処していくため、各都道府県警察のサイバーテロ対策要員の能力向上を図る必要があるところ、各都道府県警察においてサイバーテロ対策の中核となるべき要員のみを対象とすることにより、低コストで効果的なサイバーテロ対策能力の向上を実現できる。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>なし。</p>		
<p>その他</p>			
<p>政策評価担当課</p>	<p>警備企画課</p>	<p>評価実施時期</p>	<p>平成 15 年 8 月</p>

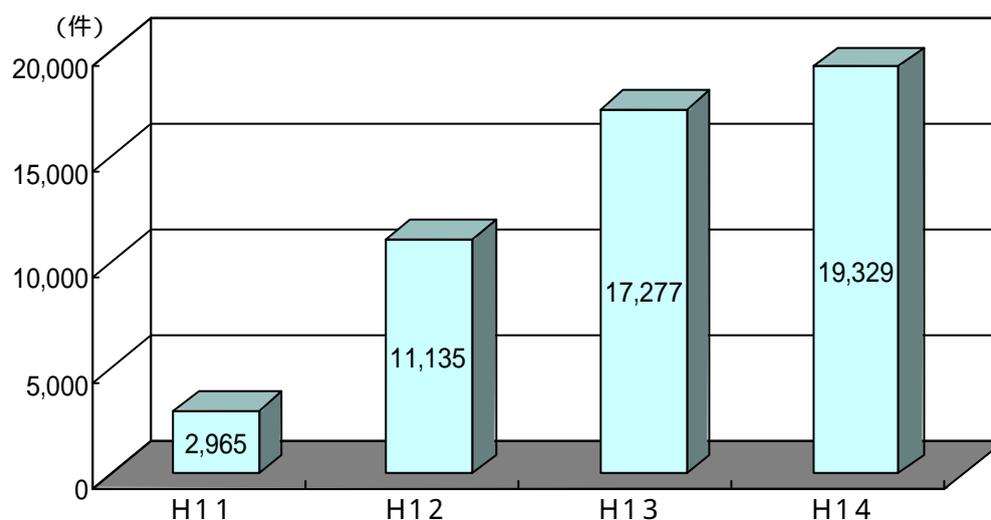
政策の名称	1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化 (3) サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進 ・ ネットワーク相談対応システムの構築
政策の内容・目的	ネットワーク相談対応システムにより、全国規模で発生するハイテク犯罪等に係る相談について、解決の手がかりとなる情報の提供を行い、ハイテク犯罪等の相談に対応する各都道府県警察の業務を支援し負担を軽減するとともに、警察庁においてシステムから得られた情報（トラブルの傾向等）から脅威予測を実施した上で広報し、被害拡大の防止及び発生の未然防止を図ることにより、高度情報通信ネットワークを国民が安心して利用できる環境を整え、もって高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図る。
必要性	<p>【公益性】 現在、ハイテク犯罪等に係る相談については、都道府県警察に相談窓口を設置し、市民からの相談に対応している。しかし、昨今の高度情報通信ネットワーク社会の急速な進展に伴い相談件数は急増し、平成14年の相談件数は、1万9,329件（前年比約12%増）となるなど、都道府県警察では相談対応に苦慮しているところである。 このような状況にかんがみ、ネットワーク相談対応システムを導入し、被害発生傾向の早期把握と注意喚起・広報啓発を行うとともに、都道府県警察における相談対応業務を支援することにより、国民の情報セキュリティ意識の向上に資する。</p> <p>【官民の役割負担】 ハイテク犯罪等に関する施策であり、公益性の高い事業であることから、行政において行うべき施策である。</p> <p>【国と地方の役割分担】 ハイテク犯罪は、地域性がなく、全国の国民から直接得られる情報により、全国規模の被害傾向を早期把握し、全国規模の注意喚起、広報啓発を迅速に行うためのものであるため、国において実施する必要のある施策である。また、同時に都道府県警察の負担軽減にもつながるものである。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 ハイテク犯罪等に係る相談内容の情報を分析することから、犯罪捜査を行っている警察に蓄積されている知見が生かされるべき施策であり、民営化・外部委託は不可能である。</p> <p>【緊急性の有無】 IT基本法第22条に規定する「高度情報通信ネットワークの安全性の確保等」を図るため、警察としてハイテク犯罪を未然に防止し、国民の情報セキュリティに関する意識・知識の向上等に一層努めることが求められている。 また、「e-Japan 重点計画-2003」において、安全・安心な電子商取引環境の整備のため、消費者被害に関する広報・啓発活動等として、ハイテク犯罪等に関する相談に迅速かつ的確に対応するためのネットワーク相談対応システムを構築することが盛り込まれているところであり、ネットワーク相談対応システムの整備は緊急の課題である。</p> <p>【他の類似施策】 これまで、警察庁では、ホームページ、パンフレット、ビデオ等によりハイテク犯罪等に関する注意喚起及び広報啓発を行っている。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた廃止、休止の可否】 ハイテク犯罪等に関する相談件数は増加の一途をたどっており、ネットワークに係る犯罪被害傾向を把握し国民に広報啓発を行うことは情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠であることから、廃止・休止は適当でない。</p>
達成効果等	<p>【今後見込まれる効果】 都道府県警察の管轄区域に限定されることがなく、全国ベースで一元化されたシステムにより、国民からの相談への対応が可能となることから、全国からの情報を集約して総合的な分析を行うことによる迅速かつ確かな脅威予測とそれらを踏まえた全国規模の注意喚起及び広報啓発が実現され、国民の情報セキュリティ意識の向上、ハイテク犯罪の未然防止に資することが見込まれる。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 システムを構築・運用開始する平成16年度以降。</p>

予算額	【平成 15 年度予算額】 25,000 千円（仕様の検討） 【平成 16 年度要求額】 25,000 千円（システム構築）		
効率性	【代替的手段の有無】 現在、都道府県警察において受理しているハイテク犯罪等に関する相談の多くは、地域性がない、同種の相談が多い、継続的な対応が求められる相談は少ないという特徴を有している。 警察庁における被害状況の把握・分析は、都道府県警察からの報告を待って行われることから、全国規模での被害について、迅速な注意喚起及び広報啓発を実施することが困難な現状にある。 したがって、一元化されたシステムにより各都道府県警察のハイテク犯罪等に関する相談業務を支援し、真に対応を要する相談のみが各都道府県警察に寄せられるようにするとともに、システムから得られる相談傾向等の情報に基づき全国規模の注意喚起及び広報啓発を迅速に行うことができる。 【他の事業との連携】 ホームページ、パンフレット、ビデオ等によるハイテク犯罪等に係る注意喚起及び広報啓発活動等の施策についても並行して実施する。 【効果とコストの関係に関する分析】 ハイテク犯罪の未然防止、国民の情報セキュリティ意識の向上等、コストに見合った効果が得られることが期待されるが、定量的な分析は困難である。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他			
政策評価担当課	生活安全企画課	評価実施時期	平成 1 5 年 8 月

ハイテク犯罪の検挙状況



ハイテク犯罪等に関する相談受理状況



ハイテク犯罪等に関する相談受理状況

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
インターネット・オークションに関する相談	24	1,301	2,099	3,978
詐欺・悪質商法に関する相談 (インターネット・オークション関係を除く)	897	1,396	1,963	3,193
名誉毀損・誹謗中傷等に関する相談	492	1,884	2,267	2,566
違法・有害情報に関する相談	1,010	2,896	3,282	2,261
迷惑メールに関する相談	273	1,352	2,647	2,130
不正アクセス、コンピュータウイルスに関する相談	45	505	1,335	1,246
その他	224	1,801	3,684	3,955
合 計	2,965	11,135	17,277	19,329

その他の相談には、プロバイダや有料サービス会社とのトラブルやネットワークセキュリティ全般に関する相談が含まれる。

<p>政策の名称</p>	<p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化 (4) 被害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体搬送の改善、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者等給付金の増額等
<p>政策の内容 ・ 目的</p>	<p>被害者（遺族を含む。以下同じ。）に対して、被害者の視点に立ったきめ細かな支援を推進する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 司法解剖後の遺体の遺族宅への搬送を、専門の民間業者へ委託することにより、遺族の経済的負担や精神的被害の軽減を図る。 ・ 民間の被害者相談員の委嘱や被害者に対する精神科医による支援により、相談・カウンセリング体制の充実を図り、被害者の精神的被害の軽減を図る。 ・ 被害者の精神的・経済的打撃の緩和に資している犯罪被害給付制度の拡充に適切に対応できるよう、犯罪被害者等給付金の増額を図る。 <p>等である。</p>
<p>必要性</p>	<p>【公益性】 被害者は、犯罪による直接的な被害だけでなく、その後に生ずる様々な出来事により、精神的苦痛や経済的負担等多くの二次的被害を受け苦しんでいる。こうした状況については、報道等を通じて、広く国民の間に認識されてきた。</p> <p>被害者にとって最も身近な機関であり、被害の回復・軽減及び再発防止等について被害者から大きな期待が寄せられている警察としては、被害者の視点に立った各種施策を推進する必要がある。被害者の幅広いニーズに対応するため、被害者に対する情報提供（「被害者の手引」の作成・配付、被害者連絡制度の運用）、カウンセリングの実施、捜査過程における負担軽減（被害者の心情に配慮した対応、施設の改善）、被害者の安全の確保（再被害防止のための取組みの強化）、関係機関・団体との連携（被害者支援連絡協議会の設置、民間被害者支援団体の設立・活動に対する支援）等様々な施策を実施するとともに、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づく犯罪被害給付制度の適正な運用に努めている。</p> <p>このような状況にあつて、平成 11 年 11 月、内閣に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置されたほか、平成 13 年の犯罪被害者等給付金支給法の一部改正に係る国会審議において、衆参両院の附帯決議に「総合的支援体制の整備」等が盛り込まれ、司法制度改革推進計画（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）では、「被害者等の保護」が盛り込まれたところである。</p> <p>【官民の役割負担】 警察は、「個人の権利と自由を保護」することを目的に設置された機関である。したがって、犯罪によって個人の利益が侵害されることを防ぐとともに、侵害された状況を改善していくことは、自らの設置目的を達成するために当然に行うべき事柄であり、被害者対策は警察本来の業務である。ただし、被害者のニーズは、生活上の支援を始め、極めて多岐にわたっているため、警察だけでそのすべてに対応することはできず、きめ細かな総合的な被害者支援を行うためには、民間被害者支援団体等との連携が必要である。</p> <p>【国と地方の役割分担】 警察における被害者対策への本格的な取組みは、被害者の現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種施策を総合的に推進するに当たっての当面の基本的指針を定めた「被害者対策要綱」を警察庁が制定したことに始まるが、第一線における個々具体的な施策の推進は各都道府県警察において行われている。</p> <p>犯罪被害給付制度は、都道府県公安委員会が犯罪被害者等給付金の支給裁定を行い、国庫が支弁するものであり、国と地方の役割分担が明確に行われている。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 司法解剖後の遺体搬送にあつては、現在、遺族の費用負担で民間業者が行ったり、警察車両を使用したりしているが、犯罪捜査のために司法解剖を行っているにもかかわらず、遺族に新たな費用負担をさせること、あるいは、遺体を霊柩車でない警察車両で運ぶことに対しては、遺族の心情を傷付けるとの批判がある。そこで、司法解剖後の遺体の遺族宅への搬送を、専門の民</p>

	<p>問業者へ委託することにより、遺族の経済的負担や精神的被害の軽減を図ることとする。</p> <p>また、警察では、被害者の精神的被害の回復・軽減を図るため、カウンセリング技能を有するカウンセラーの配置を推進しているが、精神的被害の回復等には、長期的かつ専門的な対応が必要となる場合があるほか、被害者の中には警察への申告をちゅうちょする者がいることから、精神科医による支援や民間の犯罪被害者相談員の委嘱により、効率的かつ効果的な被害者支援を推進する。</p> <p>犯罪被害給付事務の処理に際しては、極めて詳細な被害者等のプライバシーに関わる事項に触れ、捜査上の秘密に関わる事項も含まれることから、法的な守秘義務を課せられた行政が行うべきである。</p> <p>【緊急性の有無】 被害者の精神的被害の深刻さ、二次的被害の防止及び捜査への協力確保の観点から、被害者対策をより一層早期に充実させていく必要がある。</p> <p>犯罪被害給付制度は、一昨年、制度の大幅な拡充（重傷病給付金の新設、障害給付金の支給対象の拡大、給付基礎額の引上げ）が行われたことから、これらに適切に対応するためには、犯罪被害者等給付金の増額が必要不可欠である。</p> <p>【他の類似政策】 平成 11 年 11 月に内閣に設置された「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」は、平成 12 年 3 月に、関係省庁が当面取り組むべき犯罪被害者対策を報告書として取りまとめた。また、司法制度改革推進計画（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）では、「被害者等の保護」が盛り込まれた。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 被害者の置かれた悲惨な状況が広く社会に認識されるとともに、昨今の犯罪情勢の悪化等を背景にして、被害者に対する精神的、経済的支援を求める声はますます高まってきており、廃止、休止することはできない。</p>
達成効果等	<p>【これまで達成された効果、今後見込まれる効果】 精神的被害を受けた被害者に対しては、事件発生直後から総合的な支援を実施することが精神的被害の回復・軽減に効果的であるとされている。そこで、警察では、被害者支援のための施策・体制の整備に努めているところであり、被害者の心情に配慮した特別の装備を施した被害者対策用車両を整備したほか、事情聴取室の改善・整備、相談・カウンセリング体制の整備等を推進し、被害者の精神的被害の回復・軽減を図ってきた。</p> <p>今後、被害者支援のための施策・体制の整備充実をより一層推進することによって、被害者支援が総合的かつ効果的に実施されるようになり、被害者の精神的被害の回復・軽減が確実に図られることが期待される。</p> <p>犯罪被害者等給付金は、制度発足から平成 15 年 6 月末までに約 5,700 人の被害者に対し、約 136 億円が支給されており、今後も被害者の精神的、経済的打撃の軽減に重要な役割を果たすことが期待される。</p> <p>【効果の把握の手法】 個々具体的事案における被害者支援施策の実施状況の検証及び犯罪被害給付制度の運用状況を把握することにより、効果を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体が民間業者により、遺族宅へ搬送されたとき。 ・精神的被害を受けた被害者が相談し、又は、カウンセリングを受けたとき。 ・犯罪被害者等給付金が支給されたとき。
予算額	<p>【平成 15 年度予算額】 1,546,671 千円 (内犯罪被害給付金 1,242,403 千円) (内補助金 251,219 千円)</p> <p>【平成 16 年度要求額】 1,730,524 千円 (内犯罪被害給付金 1,362,670 千円) (内補助金 327,107 千円)</p>
効率性	<p>【代替的手段の有無】 民間への委嘱や連携は、民間活力を生かすことにより、限られたマンパワーを効果的かつ効率的に活用する有効な手段である。</p> <p>拡充された犯罪被害給付制度に適切に対応するためには、犯罪被害者等給</p>

	<p>付金の増額が必須である。</p> <p>【他の事業との連携】 多様な被害者のニーズに的確に応えていくため、警察ではなし得ないことや警察には適さない業務は、他の機関・団体に適切かつ確実に引き継いでいくことが極めて重要である。国レベルでは「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」、都道府県レベルでは「被害者支援連絡協議会」を設置し、関係機関等との連携を図っている。</p> <p>さらに、近年、被害者を対象として精神的被害回復のためのカウンセリングや直接的支援を行う民間被害者支援団体の設立が各地で進んでおり、警察としても、民間団体との連携を強化し、適切な役割分担の下での被害者支援を推進している。</p> <p>【効果とコストとの関係に関する分析】 民間活力の活用等による事件発生直後からの支援やカウンセリング等の総合的な被害者支援活動の実施により、被害者の精神的被害の回復・軽減に効果が発揮される。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他			
政策評価担当課	犯罪被害者対策室	評価実施時期	平成15年8月

犯罪被害給付制度の運用状況（昭和56年（制度発足）～平成14年）

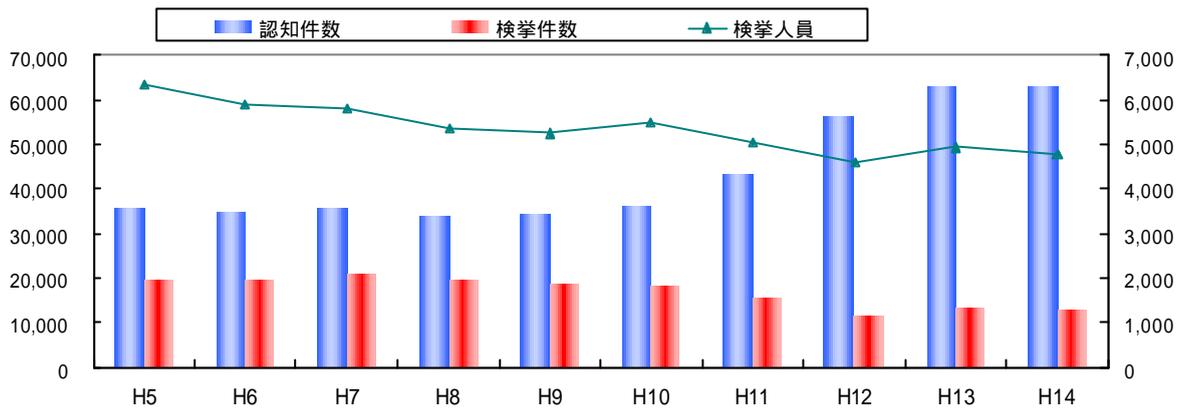
区分		年次	平成11年以前	平成12年	平成13年	平成14年	合計
被害者数 （申請者数）			3,078 (4,811)	290 (447)	307 (499)	393 (544)	4,068 (6,301)
裁定及び 決定者数	支給被害者数 （申請者数）		2,682 (4,207)	171 (258)	344 (548)	385 (566)	3,582 (5,579)
	不支給被害者数 （申請者数）		162 (236)	13 (17)	33 (55)	23 (39)	231 (347)
	計 （申請者数）		2,844 (4,443)	184 (275)	377 (603)	408 (605)	3,813 (5,926)
裁定・決定金額（百万円）			9,888	696	1,243	1,168	12,995

政策の名称	2 深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進 ・ 組織犯罪対策の推進
政策の内容 ・ 目的	近年、来日外国人組織、暴力団等による組織的かつ広域にわたる窃盗事件等が多発し、治安上憂慮される状況にある。これら組織窃盗対策等を推進するための捜査資機材を整備し、もってこの種事件を検挙するとともに、組織壊滅を目指すものである。
必要性	<p>【公益性】 昨年の刑法犯認知件数は過去最高の約285万件と激増しており、我が国の治安情勢は戦後最悪となっている。特に、来日外国人組織によるピックアップ用具やサムターン回し等の特殊解錠用具を使用した侵入盗及び暴力団員等がビジネスとして大都市部等で自動車を窃取して地方の港から不正輸出する自動車盗の組織的・広域的な窃盗事件等が激増している。自動車盗については、平成14年の認知件数は62,673件（前年比-1.0%）とわずかに減少したが、検挙率は20.4%と前年より0.9ポイント低下し、依然として厳しい状況にある。また、検挙状況から、組織的なものが多数を占めていることが推測され、このような組織窃盗（多数の被疑者が首魁による指揮統制の下に下見、窃取、盗品の運搬、処分など各行為を分担して行う窃盗犯罪）の激増は、国民に大きな脅威を与えており、治安に対する信頼が大きく揺らぎかねない深刻な状況にある。かかる状況に対処するためには、捜査資機材を整備し、組織壊滅を目指す必要がある。</p> <p>【官民の役割負担】 犯罪捜査に関するものであることから、警察が担うべきである。</p> <p>【国と地方の役割分担】 これらの来日外国人組織等による組織窃盗事件等は、複数の都道府県にわたり犯行が敢行されており、犯行地、アジト、盗難車輸出港等が広域に及ぶことから、組織犯罪対策用装備資機材の整備は国費をもって整備すべきである。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪捜査に関する施策であり、民営化等は不可能である。</p> <p>【緊急性の有無】 国民に最も身近な犯罪となり、その量的増加と質的悪化は国民の体感治安に大きな影響を与える憂慮すべき事態となっていることからこの種の捜査活動を支援する有効な資機材を緊急に配備する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 組織犯罪の深刻な現状にかんがみて、その対策用装備資機材の整備を廃止、休止することはできない。</p>
達成効果等	<p>【今後見込まれる効果】 下記の組織犯罪対策用装備資機材を整備することにより、組織犯罪グループの実態の効率的解明が可能となり、組織壊滅に向けた首謀者等組織中枢や構成員多数の検挙を図ることができる。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 装備資機材が整備され、活用されたとき。</p>
予算額	<p>【平成 15 年度予算額】 374,346 千円 【平成 16 年度要求額】 225,802 千円</p>
効率性	<p>【代替的手段の有無】 これらの装備資機材を整備すれば、現在行っている内偵等の捜査活動をより効率的に行うことができ、既存のマンパワーをより効果的に活用することが可能となる。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 本装備資機材は、現在の捜査手法に照らして最も効果的に活用し得ると認</p>

	められるものであり、コストに見合った効果が見込まれる。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他	<p>急増する国際組織犯罪等に対して、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的に、平成13年7月10日、内閣に設置された国際組織犯罪等対策推進本部(本部長：内閣官房長官)においても、同本部が取り組むべき主要課題として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ピッキング用具使用の組織的窃盗 ・ 自動車の盗難と盗難自動車の不正輸出 <p>等の問題を取り上げることが決定され、その後設置された「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」により、平成14年1月、「自動車盗難等防止行動計画」が策定されるなど、関係省庁においてこれらの課題に対する予算措置を含めた対策が推進されている。</p>		
政策所管課	刑事企画課・捜査第一課	評価実施時期	平成15年8月

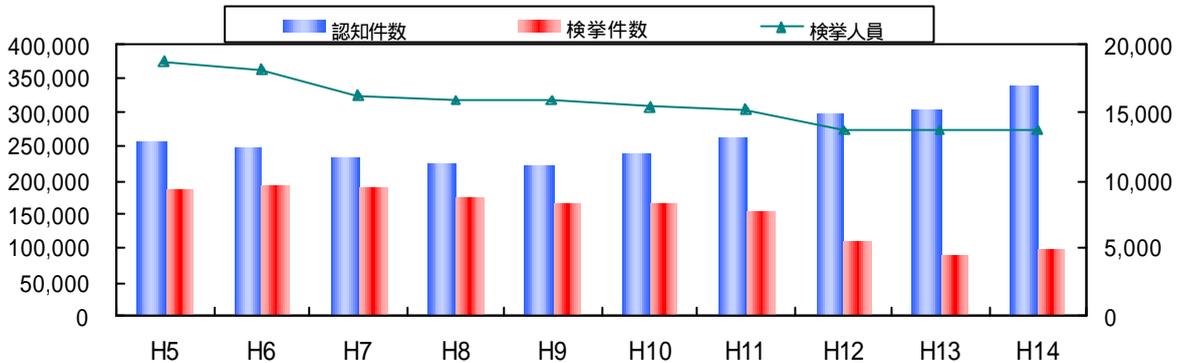
自動車盗の推移 (H5 ~ H14)

別添資料



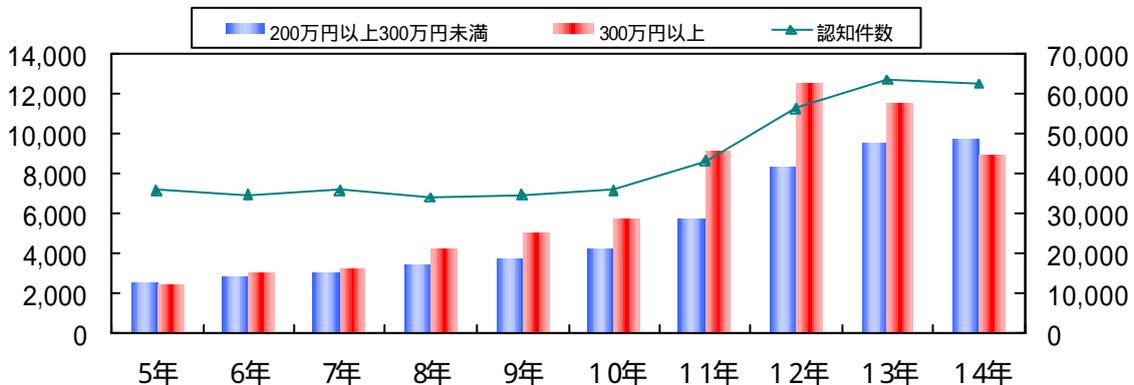
	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
認知件数	35,648	34,725	35,730	33,722	34,489	35,884	43,092	56,205	63,275	62,673
検挙件数	19,739	19,717	20,821	19,264	18,291	18,210	15,241	11,415	13,390	12,791
検挙人員	6,331	5,896	5,806	5,380	5,264	5,495	5,028	4,590	4,933	4,775
検挙率	55.4	56.8	58.3	57.1	53.0	50.7	35.4	20.3	21.2	20.4

侵入盗の推移 (H5 ~ H14)



	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
認知件数	254,516	247,661	234,586	223,590	221,678	237,703	260,981	296,486	303,698	338,294
検挙件数	184,664	192,510	189,368	174,116	166,119	165,818	152,984	109,128	89,456	98,335
検挙人員	18,741	18,168	16,275	15,866	15,859	15,480	15,234	13,651	13,712	13,696
検挙率	72.6	77.7	80.7	77.9	74.9	69.8	58.6	36.8	29.5	29.1

自動車盗の認知件数の推移と被害額の推移 (H5 ~ H14)



	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
認知件数	35,648	34,725	35,730	33,722	34,489	35,884	43,092	56,205	63,275	62,673
被害額200万円以上～300万円未満	2,490	2,815	2,986	3,355	3,697	4,164	5,657	8,311	9,563	9,693
被害額300万円以上	2,417	2,987	3,237	4,254	4,990	5,757	9,107	12,447	11,499	8,932
被害額300万円以上の比率	6.8	8.6	9.1	12.6	14.5	16.0	21.1	22.1	18.2	14.3

国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて

〔平成 13 年 8 月 29 日〕
国際組織犯罪等対策推進本部決定

1. 近年、様々な凶悪犯罪の多発により「世界一安全な国、日本」に対する国民の信頼が低下している。特に、最近、国際的な犯罪組織によって敢行される各種の犯罪が多発しており、これらの問題に適切に対処し、社会の安全に対する国民の信頼を取り戻すことが必要である。

このため、国際組織犯罪等に対して、関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、平成 13 年 7 月 10 日閣議決定により、内閣に「国際組織犯罪等対策推進本部」が設置された。

2. 当本部では、7 月 10 日の第 1 回会合以降、幹事の間で

不法入国・不法滞在

ピッキング用具使用の組織的窃盗

自動車の盗難と盗難自動車の不正輸出

偽造・変造クレジットカード

の問題について、～ の背景に～ の存在があることを踏まえて、鋭意検討を行ってきたが、特に重点的、計画的に取り組むべき対策として以下のとおり取りまとめを行った。

第1 不法入国・不法滞在

現状 いわゆる「蛇頭」等密航請負組織による組織的な不法入国事案が多発し、我が国の暴力団の関与も見られる。また、国内に多くの不法滞在者が存在している。
これらが、都市部を中心に多発する国際組織犯罪等の温床となっている。

(略)

在留管理及び取締り、退去強制

【体制の強化】

- ・ 不法滞在事犯対策を充実・強化するため、取締りに当たる警察官及び通訳の確保・充実等その体制を強化する。(警察)

【取締りの強化】

- ・ 不法滞在者の集中する地区に重点を置いた取締りを実施するなど、不法滞在事犯の取締りを強化する。(警察、法務)

第2 ピッキング用具使用による組織的窃盗

現状 ピッキング用具使用による組織的窃盗が多発しており、居直り強盗に見られるように犯罪形態が凶悪化している。
また、大都市圏以外の地域への拡散が懸念される。

(略)

ピッキング用具使用による組織的窃盗事件に対する取締り

- ・ 視察内偵体制を強化するなど、組織窃盗対策の積極的な推進を図る。(警察)

第3 自動車の盗難・盗難自動車の不正輸出

現状 自動車盗難被害が急増しており、盗難自動車が不正輸出される事例も増加している。

(略)

自動車盗難事件に対する取締り

- ・ 自動車ナンバー自動読取システムの整備を推進する。(警察)
- ・ 視察内偵体制を強化するなど、自動車盗難事件に対する取締りを強化する。(警察)

第4 偽造・変造クレジットカード

現状 磁気情報を窃取(スキミング)し、クレジットカードを偽造する事例が多発している。

(略)

偽造・変造クレジットカード事犯に対する取締り

【改正刑法の活用】

- ・ 本年6月に、刑法の一部改正により、クレジットカードその他の支払用のカードの社会的信頼を確保するため、支払用カードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録情報の不正取得等の行為についての処罰規定を整備したところであるが、改正刑法を積極的に活用し、これらの行為に対する厳正な取締りを推進する。(法務、警察)

【取締りの強化】

- ・ 視察内偵体制を強化するなど、偽造・変造クレジットカード事犯に対する取締りを強化する。(警察)

【装備資機材の導入】

- ・ クレジットカードの券面の偽造の有無を判定するとともに磁気情報の内容を読み取ることのできる機材を今年度中に導入する。(警察)

政策の名称	3 テロの未然防止と緊急事態への対処体制の強化 ・ 不法滞在者対策用装備品の整備
政策の内容 ・ 目的	現場における偽変造旅券識別能力の向上を図ることにより、当該犯罪行為者の効率的検挙を可能にし、実態解明が困難であった旅券偽造組織の深層やブローカーの犯人像に迫る捜査を推進する。
必要性	<p>【公益性】 平成 13 年 9 月 11 日の米国における同時多発テロ事件以降、国境を越えてネットワーク化するテロの脅威は、世界的に極めて高い状態にあり、我が国とてその例外ではない。 また、来日外国人犯罪の検挙人員は高い水準で推移しており、その中でも特に凶悪犯、侵入盗、薬物事犯の検挙人員に占める不法滞在者の割合が高いことから、不法滞在者が外国人犯罪の温床になっているという指摘もある。 このような中、警察庁では、国際テロリストを含む不法入国・不法滞在者の取締りのため、入国管理局等関係機関との連携の強化、各種装備品の活用によるテロリスト等の捕捉などを通じた水際対策の強化、繁華街等での集中取締りの実施等を図っている。 近年の出入国管理及び難民認定法違反事件の傾向をみると、偽変造旅券等行使した不法入国事件が年々増加する傾向にあり、近年減少傾向にあった船舶利用による不法入国に代わり、不法入国の主流となりつつある。 また、不法在留者・不法残留者の検挙数は依然として高い水準で推移している。 警察には、公共の安全と秩序を維持するため、国際テロリストを含む不法入国・不法滞在者の取締りを強化することが求められており、不法滞在者対策用装備品を整備し、取締りを強化していく必要がある。</p> <p>【官民の役割負担】 国際海空港における空港保安については民間警備を基本とし、警察等行政機関は適宜所要の措置をとるという役割分担がなされているが、国際テロリストを含む不法入国者の取締りは公権力の行使であり、警察が実施する。 また、不法滞在者の取締りも同様である。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国の公安を害するおそれのある犯罪の捜査に必要な経費については、国庫が支弁することとされている。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 国際テロリストを含む不法入国・不法滞在者の取締りは公権力の行使であり、公共の安全と秩序の維持を担う警察が直接行うべきであることから、民営化・外部委託には適さない。</p> <p>【緊急性の有無】 上記のような極めて厳しい国際テロ情勢、来日外国人犯罪情勢等にかんがみると、国際テロリストを含む不法入国・不法滞在者取締りの徹底は治安維持の基本であり、そのための各種装備品の整備は緊急の課題である。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p>
達成効果等	<p>【今後見込まれる効果】 平成 16 年度予算では、不法滞在者対策用装備品を整備することを要求しているが、これにより、偽変造旅券を利用した密航事件の検挙が更に容易となり、また、国際テロリスト等の不法入国外国人の取締りに資する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 不法滞在者対策用装備品が整備されたとき。</p>
予算額	<p>【平成 15 年度要求額】 31,711 千円 【平成 16 年度要求額】 38,614 千円</p>
効率性	<p>【代替的手段の有無】 偽変造容疑のある旅券等を所持している外国人を職務質問した場合などにおいては、警察官の観察のみによって当該旅券等の真正を現場で容易に判断することは事実上困難であることから、不法滞在者対策用装備品を整備することが必要である。</p>

	<p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 偽変造旅券を所持する外国人を検挙する際、職務質問等を実施する現場で旅券の真偽を容易に判定できれば、業務時間の効率化につながることから、特に大量の外国人の取締りを行う場合等には、極めて効果的である。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他			
政策評価担当課	外事課	評価実施時期	平成15年8月

政策の名称	3 テロの未然防止と緊急事態へ対処体制の強化 ・ N B C テロ対応専門部隊の増強
政策の内容 ・目的	核物質・生物剤・化学剤を使用したN B C テロが発生した場合における迅速的確な初動対応に当たるため、高度な装備資機材を装備したN B C テロ対応専門部隊を増強し、国民の生命、身体の保護その他公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。
必 要 性	<p>【公益性】 警察では、オウム真理教による地下鉄サリン事件を直接の契機として各種装備資機材を全国に整備するとともに、平成 11 年度予算において警視庁及び大阪府警察に高度な装備資機材を配備したN B C テロ対応専門部隊を設置した。</p> <p>また、一昨年米国同時多発テロ事件の発生後、国際テロの脅威が世界的に高まる中、米国で炭疽菌事件が発生し、実際に死傷者が出るなど、核物質・生物剤・化学剤を使用したいわゆるN B C テロの脅威が現実味を帯びたことを受け、平成 13 年度補正予算により、6 道県（北海道、宮城、神奈川、愛知、広島、福岡）の警察に高度な装備資機材を配備したN B C テロ対応専門部隊を増設したところである。</p> <p>しかしながら、その後もN B C テロの脅威は高い状態にあることから、警察としては、国民の生命、身体の保護その他公共の安全と秩序の維持を図るため、国内におけるN B C テロの発生に備えて、N B C テロ対応専門部隊を増強する必要がある。</p> <p>【官民の役割負担】 N B C テロ対策は、警察庁を含めた政府全体として取り組んでいるものであり、N B C テロへの対処は、国民の生命、身体の保護その他公共の安全と秩序の維持を担う警察の責務である。</p> <p>【国と地方の役割分担】 警備活動に必要な経費については国庫が支弁することとされている。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 N B C テロ対策は、我が国の重要施策として取り組んでいるもので、正に公益性を有する国の事業であるとともに、当該業務は極めて危険なものであることから、かかる事業を外部委託等により行うことはできない。</p> <p>【緊急性の有無】 米国同時多発テロ事件の発生以降、国際テロの脅威に対する国民の不安は大きく、また、N B C テロが発生すれば甚大な被害が生じるおそれがあることから、これに備えた初動対応体制を整備することは喫緊の課題である。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p>
達成効果等	<p>【これまで達成された効果】 平成 13 年の米国における炭疽菌事件以降、我が国でこれを模倣したと思われる白い粉末を郵送するなどの事案が全国で約 2,600 件発生している。これらに対しては、N B C テロ対応専門部隊等が出動して、迅速的確な対応を行った。</p> <p>また、平成 14 年に発生した神奈川県寒川町の旧日本海軍工廠跡地からマスタードガス等が発見された事案においても、N B C テロ対応専門部隊が出動し、現場周辺の検知活動を行うなどにより住民の安全を確保した。</p> <p>【今後見込まれる効果】 被害者の救出、立入禁止区域の設定、撒布された生物剤・化学剤の検知・回収及び付近住民の避難誘導等、N B C テロ発生時における警察の初動対応能力が更に強化され、国民の生命、身体の保護その他公共の安全と秩序の維持に資する。</p> <p>また、警察官の受傷事故防止にも資する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 N B C テロ対応専門部隊が増強されたとき。</p>
予 算 額	【平成 16 年度要求額】 238,904 千円
効 率 性	【代替手段の有無】

	<p>NBCテロ事案への対処には、専門の車両・装備資機材が必要不可欠であり、他の装備資機材等に代替手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 数千人規模の死傷者を出した地下鉄サリン事件の例から見ても、NBCテロが実際に敢行された場合の損害は計り知れないものであり、かかる事案への初動対処に必要な部隊の整備は、そのコストをはるかに上回る効果が見込まれる。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>なし。</p>		
<p>その他</p>	<p>警視庁・大阪府警に整備する計画である。</p>		
<p>政策評価担当課</p>	<p>警 備 課</p>	<p>評価実施時期</p>	<p>平成15年8月</p>

政策の名称	3 テロの未然防止と緊急事態への対処体制の強化 ・ 警察移動通信システムの整備
政策の内容 ・ 目的	警察活動の神経系統として最も重要な警察通信システムの一つである警察移動通信システムについて、防諜対策を強化し、テロ対策を始めとする各種警察活動において有効な機能を盛り込み、緊急更新整備を実施するものである。
必要性	<p>【公益性】 警察移動通信システムは、広く警察活動に使用されている無線通信システムであり、警察本部の通信指令室を中心に、警察署、パトカー、白バイ、警察用船舶、警察用ヘリコプター等の間の通信を行うもので、治安を守る警察活動に不可欠なシステムである。新たに整備する警察移動通信システム（以下「新システム」という。）は、暗号強度の向上、不感地帯対策、小型軽量化等の各種機能を盛り込み、より円滑な警察活動を可能にするものとして、広く国民の利益に寄与するものである。</p> <p>【官民の役割分担】 本施策は、テロ対策を始めとする各種警察活動を対象とするものであり、警察が担う必要がある。</p> <p>【国と地方の役割分担】 警察通信施設の維持管理等については、国庫が支弁することとなっている。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 テロ組織等に対する防諜対策等のテロ対策は、国民の安全確保及び公共の安全と秩序の維持を担う警察が行う必要があり、民営化・外部委託には適さない。</p> <p>【緊急性の有無】 現在の警察移動通信システム（以下「旧システム」という。）は、整備開始後既に 20 年以上を経過し、老朽化が著しいため、障害頻度の上昇や機能停止などのおそれがある。また、暗号強度の相対的な低下により、傍受事案の発生をみるに至っており、これらを解決するために、平成 12 年度を初年度として新システムの緊急更新整備に着手したところである。新旧システムには、互換性がないことから、整備過渡期においては、円滑な運用を図るために、一部の部門に新旧無線機の両方を携行する等の対策を施す必要があり、第一線の警察官に負荷を強いる場合が予測される。このシステムは、最も使用頻度の高いシステムであることから、このような運用上の問題をできるだけ短期間で解決する必要もあり、早期の全国整備を実現しなければならない。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 捜査活動を始めとする警察活動に絶えず利用される警察通信システムに防諜対策を施すことは、最も重要なものの一つであり、その整備充実を図ることは今後ますます重要になることから、本施策を廃止、休止することはできない。</p>
達成効果等	<p>【今後見込まれる効果】 新システムを整備することにより、老朽化している旧システムの機能不全による警察活動の停滞を回避することができる。また、暗号強度の向上により、犯罪を企図する者への情報の漏えいを防ぐほか、電波干渉の影響を低減することによって不感地帯面積を縮小できる。さらには、車載無線機を一時的に無線中継所的な働きをさせることで、迅速な不感地帯対策を講じることができるよう機能があり、警察活動等にその威力を発揮することが期待される。無線機については小型・軽量化を図り警察官の負担を軽減するなど、これら有効な機能を発揮することで、テロ対策を始めとするより円滑な各種警察活動を可能にするものとして、国民の生活の安全と平穩の確保に寄与するものである。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本システムを全国的に整備、活用したとき。</p>

予算額	【平成 15 年度予算額】 10,460,986 千円 【平成 16 年度要求額】 24,380,077 千円		
効率性	【代替手段の有無】 警察における部隊活動等に適した通信手段を、テロ発生時、大規模災害発生時等においても途絶することなく確保するためには、自営による移動通信システムを構築する必要があり、代替的手段はない。 【他の事業との連携】 なし。 【効果とコストとの関係についての分析】 警察移動通信システムは、警察活動の根幹となるものであり、これが傍受されると捜査を始めあらゆる活動に支障を来すおそれがあり、新システムの整備によりこれを防ぐことで警察活動の基盤を築くものであり、定量的分析は困難である。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他	迅速な全国整備が行われない場合には、新旧のシステムが混在することに起因して、新システム整備県と旧システム整備県の間で、警察移動通信システムを広域に運用する際に齟齬を来すおそれがある。このような整備過渡期をできるだけ短期間に解決することがコストの抑制、運用上の問題を最小限にすることにつながり、全国整備後の効果の発現が期待できる。		
政策所管課	通信施設課	評価実施時期	平成 15 年 8 月

政策の名称	4 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進 ・ 特定交通安全施設等整備事業の推進
政策の内容 ・ 目的	本事業は、交通管制システムの高度化や信号機の改良等によって、交通事故の防止、交通渋滞の解消、交通公害の軽減を図るものである。
必要性	<p>【公益性】 信号機の集中制御化 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御することにより、交通事故の防止、交通渋滞の解消等を図る。</p> <p>プログラム多段系統化 対象区間の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑にすることによる交通渋滞の解消等を図る。</p> <p>半感応化 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先して青にすることによる交通渋滞の解消等を図る。</p> <p>多現示化 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離することにより、右折車と対向直進車の交通事故等を防止するとともに、交通渋滞の解消等を図る。</p> <p>【官民の役割負担】 交通安全施設等整備事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、都道府県公安委員会が行うこととされている。 なお、交通管制技術の研究開発は、産官学の連携により推進されている。 また、ITの飛躍的發展に伴い、民間事業者によるカーナビゲーション装置等を活用した交通情報提供事業が活発化している。</p> <p>【国と地方の役割分担】 道路交通法の規定により、信号機等の設置及び管理による交通の規制は都道府県公安委員会の事務とされており、また、不正確・不適切な交通情報を提供した事業者に対する勧告等は国家公安委員会の事務とされている。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 交通の規制は違反者に罰則の科される権力的な行政行為であるため、これを民営化し、又は外部委託することは困難である（保守点検は外部委託されている。）。</p> <p>【緊急性の有無】 平成 14 年中の交通事故死者数は 8,326 人と 2 年連続して減少したが、人身事故の発生件数は約 94 万件（前年比 1.1 % 減、10 年前と比べ 35 % 増）であり、負傷者数は約 117 万人（前年比 1.1 % 減、10 年前と比べ 38 % 増）と、いずれも最多であった平成 13 年に次ぐ、過去第 2 位の多さとなっている。 また、道路の混雑度（交通量 / 交通容量）の水準は依然として高く、東京、大阪等の一般道路の平均速度はわずか 20km 毎時となっており、交通渋滞による経済損失は年間約 12 兆円、国民一人当たり約 10 万円に達すると試算されている。 さらに、排気ガスと自動車騒音に係る環境基準の達成率は依然として低く、地球温暖化を招く二酸化炭素の排出量も、運輸部門が全体の約 2 割、そのうち自動車交通に起因するものが約 9 割を占める状況にある。 これに対し、自動車保有台数、自動車走行キロ、運転免許人口等は増加を続けており、社会の高齢化も進展する見込みであるため、現段階で十分な対策を講じなければ、こうした情勢がますます悪化することは不可避である。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 上記のとおり、我が国の交通情勢は依然として深刻であり、第 156 回国会の内閣総理大臣施政方針演説において、今後 10 年間で交通事故死者を更に</p>

	半減させるとの政府目標が示されていることから、引き続き交通安全施設等の整備等を積極的に推進する必要がある。		
達成効果等	<p>【これまで達成された効果】 平成9年度から13年度までの5年間に整備した特定交通安全施設等の一部により同期間中に得られた便益は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通人身事故の抑止効果 約11万件（金額換算 約3,400億円） ・ 交通円滑化効果（渋滞緩和、旅行時間短縮）約1兆5,000億円 ・ 二酸化炭素排出量の削減効果 約131万t - CO₂ <p>と試算される。</p> <p>【今後見込まれる効果】 平成16年度予算による特定交通安全施設等の整備により、交通人身事故の抑止等上記効果と同様の効果が見込まれる。</p>		
予算額	<p>【平成15年度予算額】 事業費 35,000,000千円（補助金 17,500,000千円）</p> <p>【平成16年度要求額】 事業費 37,900,000千円（補助金 18,950,000千円）</p>		
効率性	<p>【代替的手段の有無】 これに代わり、警察官が交差点等において交通規制、交通整理、交通指導取締り等を行うことによって同様の効果をあげることは、事実上不可能であり、必要となる経費も膨大で極めて非効率である。</p> <p>【他の事業との連携】 本事業は、都道府県公安委員会が上記施策を、道路管理者が交差点改良等の施策を相互に連携して推進している。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 平成9年度から13年度までの間の累積予算額（事業費ベース）は約2,082億円であるが、その一部による経済便益が、前記「達成効果等」の項のとおり、同期間中だけで約1兆8,000億円に達しており、約9倍の投資効果がある。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	<p>本事業評価は、学識経験者等から成る「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」（委員長：横浜国立大学・大藏泉教授）が、事業項目ごとに整備箇所のある割合を抽出の上、事業実施前後の交通事故・交通渋滞の発生状況を比較、分析し、交通事故の抑止効果、交通円滑化効果等を算出したものである。</p>		
その他			
政策評価担当課	交通規制課	評価実施時期	平成15年8月

主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事業内容
・ 集中制御化	・ 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する
・ プログラム多段系統化	・ 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する
・ 半感応化	・ 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先して青にする
・ 閑散時押ボタン化、閑散時半感応化	・ 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知（歩行者の場合は押ボタン操作）した時のみ信号表示を変える
・ 右折感応化	・ 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる
・ 多現示化	・ 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する
・ プログラム多段化	・ 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う
・ 速度感応化	・ 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、警告を与え信号を赤にする
・ 高速走行抑止システム	・ 高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す
・ 対向車接近表示システム	・ 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する
・ 弱者感応化	・ 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する
・ 歩行者感応化	・ 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は短縮する

交通人身事故の抑止効果

(単位:件)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		閑散時半感応化		右折感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 9年度	2,318	800	750	311	390	183	470	270	150	133
平成 10年度	2,848	2,582	805	957	396	553	515	837	136	386
平成 11年度	2,721	4,503	560	1,523	296	878	440	1,386	173	659
平成 12年度	3,550	6,667	950	2,150	440	1,224	550	1,955	221	1,008
平成 13年度	2,370	8,709	520	2,760	340	1,590	310	2,450	100	1,292
小計	13,807	23,261	3,585	7,700	1,862	4,428	2,285	6,897	780	3,478

事業 年度	多現示化		プログラム多段化		閑散時押ボタン化		速度感応化		高速走行抑止	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 9年度	720	842	2,580	942	84	22	90	29	22	24
平成 10年度	869	2,702	2,955	2,962	74	64	68	81	29	81
平成 11年度	898	4,769	3,017	5,142	50	97	50	119	24	139
平成 12年度	1,406	7,465	3,230	7,422	100	137	80	161	35	204
平成 13年度	750	9,987	2,350	9,459	50	176	20	194	15	260
小計	4,643	25,765	14,132	25,926	358	497	308	584	125	708

事業 年度	対向車接近表示		高齢者等感応化		歩行者感応化		計
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
平成 9年度	36	43	500	208	300	161	3,968
平成 10年度	28	120	328	551	120	385	12,259
平成 11年度	29	188	278	803	96	501	20,707
平成 12年度	30	259	353	1,064	90	600	30,316
平成 13年度	20	319	330	1,348	50	675	39,219
小計	143	930	1,789	3,974	656	2,322	106,469

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 事業内容の詳細は、別添 1 参照。
- ・ 「抑止件数」とは、交通人身事故の抑止件数である。
- ・ 整備初年度の抑止件数は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、一基当たりの 1 年間の効果×基数で算出される抑止件数の半分とし、翌年度からの抑止件数は、その年度の抑止件数の半分と過年度の抑止件数の累積との和としている。

交通人身事故の抑止による経済便益

$$= 320.0 \text{万円 (事故 1 件あたりの経済的損失)} \times 106,469 \text{(事故抑止件数)}$$

$$= 34,070,080 \text{万円}$$

$$3,400 \text{億円}$$

「交通事故による経済的損失に関する調査研究報告書」(内閣府政策統括官、2002年)による。

交通円滑化便益

(時間便益)

(単位 億円)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成9年度	2,318	367	750	138	390	4	150	3	511
平成10年度	2,848	1,185	805	423	396	11	136	9	1,627
平成11年度	2,721	2,066	560	673	296	17	173	15	2,771
平成12年度	3,550	3,059	950	950	440	24	221	23	4,056
平成13年度	2,370	3,996	520	1,220	340	31	100	29	5,276
小計	13,807	10,674	3,585	3,403	1,862	86	780	78	14,241

(走行便益)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成9年度	2,318	14	750	5	390	0	150	0	20
平成10年度	2,848	45	805	16	396	1	136	0	63
平成11年度	2,721	79	560	26	296	1	173	1	107
平成12年度	3,550	117	950	36	440	2	221	1	157
平成13年度	2,370	153	520	47	340	3	100	1	204
小計	13,807	409	3,585	131	1,862	7	780	4	550

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 整備初年度の経済便益は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、一基当たりの1年間の経済便益×基数で算出される経済便益の半分とし、翌年度からの経済便益は、その年度の経済便益の半分と過年度の経済便益の累積との和としている。

交通円滑化効果による経済便益

$$\begin{aligned}
 &= 1兆4,241億円(時間便益) + 550億円(走行便益) \\
 &= 1兆4,791億円 \\
 &1兆5,000億円
 \end{aligned}$$

二酸化炭素排出量の削減効果

(単位: tCO₂)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成9年度	2,318	30,667	750	16,125	390	634	150	296	47,721
平成10年度	2,848	99,013	805	49,558	396	1,911	136	859	151,341
平成11年度	2,721	172,691	560	78,905	296	3,036	173	1,468	256,099
平成12年度	3,550	255,657	950	111,370	440	4,232	221	2,244	373,502
平成13年度	2,370	333,978	520	142,975	340	5,499	100	2,876	485,328
小計	13,807	892,006	3,585	398,933	1,862	15,311	780	7,742	1,313,992

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 整備初年度の削減効果は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、一基当たりの1年間の削減効果×基数で算出される削減効果の半分とし、翌年度からの削減効果は、その年度の削減効果の半分と過年度の削減効果の累積との和としている。

二酸化炭素排出量の削減効果は、

約131万 t-CO₂

政策の名称	4 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進 ・ 交通事故自動記録装置の整備
政策の内容・目的	全交通事故件数の約半数を占め、都市部においても多発している交差点事故が発生した場合に、車両の衝突音やスリップ音を感知して、当該事故前後の映像等を記録する交通事故自動記録装置を全国の交通事故多発交差点に設置・活用し、迅速・的確な交通事故事件捜査を推進するとともに、事故に伴う交通渋滞の早期解消を図るもの。
必要性	<p>【公益性】 都市を中心とする過密な交通状況等を背景に多発する交通事故は、人の死傷、車両の損壊等の人的・財産的損壊にとどまらず、経済的活動を阻害する交通渋滞の原因となるなど、都市機能に悪影響を及ぼしている。 また、交通事故事件捜査に対しては被害者・遺族からの事故原因の徹底究明を求める声が高まりを見せており、ち密かつ科学的な捜査が一層求められている状況がある。特に、平成 13 年 12 月には危険運転致死傷罪が創設され、交差点における信号無視を含む悪質・危険運転による事故に対して重罰化が図られるなど、交差点事故に対し、よりの確な捜査を推進する必要も高まっている。</p> <p>さらに、交通事故が依然として多発している中で、第一線における交通事故捜査の業務負担は過重になっている。中でも、全事故の半数を占める交差点事故の捜査については、当事者双方が青信号であったと主張する、いわゆる「青々事故」のほか、目撃者探しなど、事故原因の究明に多大の労力を要している。</p> <p>このような状況を踏まえ、科学的かつ効率的な捜査を推進する観点から交通事故自動記録装置を全国の交通事故多発交差点に整備し、交差点における交通事故の発生状況の早期把握、事故当事者の現場立会時間の短縮等迅速かつ的確な交通事故捜査を行うとともに、事故に伴う交通渋滞の早期解消により都市交通機能の改善、向上を図る必要がある。</p> <p>【官民の役割負担】 交通事故事件捜査は、警察の犯罪捜査権限に基づき司法手続に従い遂行すべきものであり、そのために必要な器材の整備は、警察において行うべきものである。</p> <p>【国と地方の役割分担】 本装置の整備のために国が補助金を支出し、捜査権限を有する都道府県警察が、その設置、運用、管理を行う。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪捜査に関する権限は、警察等捜査機関にのみ与えられているので、民営化・外部委託は不可能である。</p> <p>【緊急性の有無】 交通事故が依然として多発している中で、第一線の事故捜査の業務負担は限界に達しており、限られた捜査体制の中で、より合理的かつ効率的な交通事故事件捜査を行うには、本装置のような捜査支援システムの積極的導入・活用等を緊急に推進する必要がある。</p> <p>【他の類似施策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 交通事故が依然として多発している中で、第一線の交通事故事件捜査の業務負担が限界に達している一方で、平成 13 年 12 月には危険運転致死傷罪が創設され、交差点における信号無視を含む悪質・危険運転による事故に対して重罰化が図られるなど、交差点事故に対し、よりの確な捜査を推進する必要が更に高まっており、今後とも本装置の拡充が必要である。</p>
達成効果等	<p>【これまで達成された効果】 交通事故自動記録装置を設置した 350 交差点において平成 14 年中に記録した交通事故件数は約 3,800 件となっており、迅速かつ的確な交通事故事件捜査に大きく寄与している。</p> <p>【今後見込まれる効果】 本装置によって、事故当時の車両の走行状況、信号現示等が V T R に記録され、客観的な資料に基づく事故状況の早期把握が可能になり、事故当事者</p>

	<p>の現場立会いを要する実況見分に費やされる時間も短縮される。これにより、迅速かつ的確な捜査が推進されるとともに、事故に伴う交通渋滞が早期に解消され、都市交通機能の改善、向上が図られる。</p> <p>【効果の把握の手法】 本装置の活用内容・件数等について、交通事故事件捜査に当たる都道府県警察から報告を受け、その効果を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本装置については、整備直後から交通事故事件捜査に活用可能であり、直ちにその効果が期待できる。</p>		
予算額	<p>【平成 15 年度予算額】 484,266 千円 【平成 16 年度要求額】 118,715 千円（補助金）</p>		
効率性	<p>【代替的手段の有無】 交通事故発生時の瞬間をとらえた現場映像は交通事故事件捜査上、極めて客観性の高い証拠資料であるが、本装置でなければ得ることができないものである。</p> <p>【他の事業との連携】 なし</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 本装置は、活用の機会が特に多いと考えられる事故多発交差点に重点に設置することとしている。本装置を活用しない場合の長時間にわたる事故現場での実況見分、それに伴う交通渋滞による経済的損失、目撃者探し等の捜査に費やす捜査員の人件費等の経費や当事者の負担軽減効果を考えると、長期的に見ればコストに見合った十分な効果をあげるものといえる。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他			
政策評価担当課	交通指導課	評価実施時期	平成 1 5 年 8 月

交通事故自動記録装置

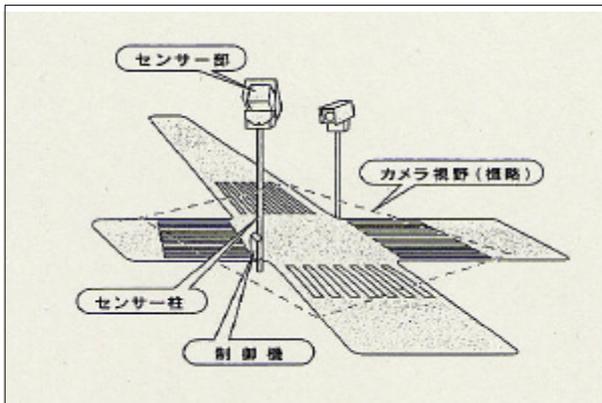
交通事故自動記録装置の整備により、科学的な交通事故事件捜査を推進。

<特徴>

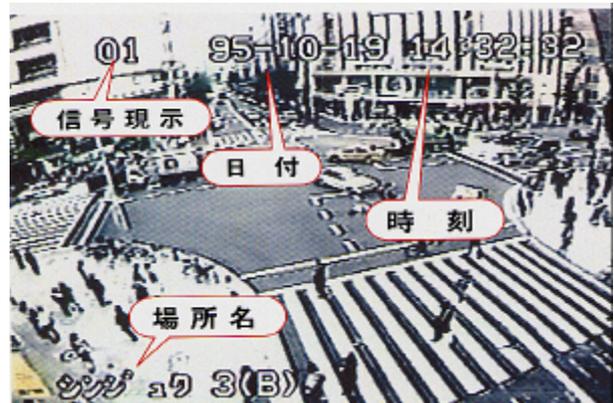
- ~ 交差点内で発生した交通事故の「直前」～「直後」の状況をVTRに記録。
- ~ 事故映像、信号現示、ブレーキ音等が記録され、事故捜査の鑑定に活用。

* 交通事故自動記録装置では、事故発生時に当該交差点の各信号機がどのような表示（信号現示）をしていたかが判別できるようになっている。

概略図



画面

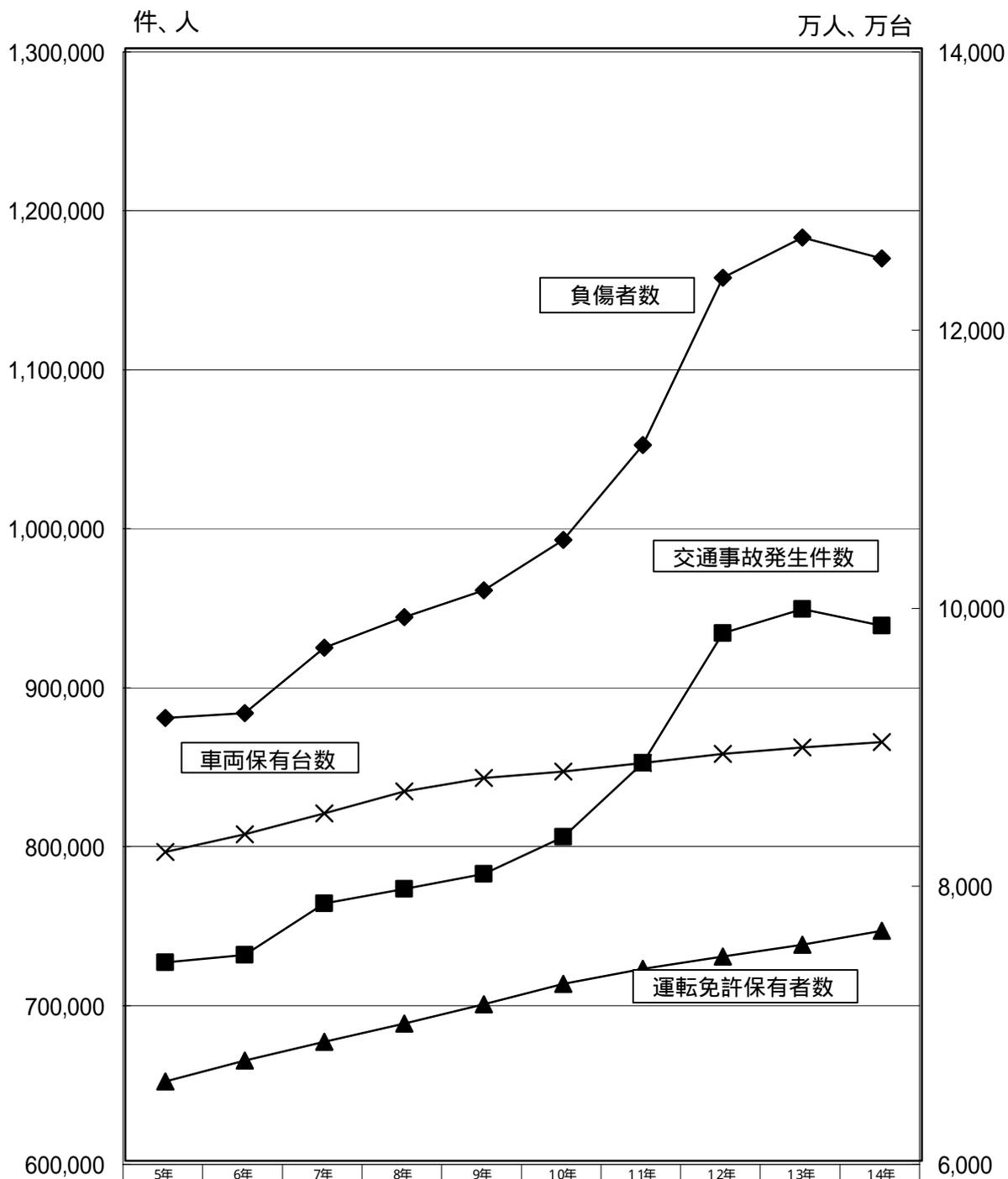


自動記録画像の状況



* 上記の画像は、信号交差点における乗用自動車同士が衝突した交通事故の状況を撮影したもの。
自動記録画像を再生することにより、衝突の前後における車両の挙動、信号現示等を正確に把握し、的確な事故原因の究明を図ることができる。

交通事故発生件数等の推移



	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
■ 交通事故発生件数 (件)	724,675	729,457	761,789	771,084	780,399	803,878	850,363	931,934	947,169	936,721
◆ 負傷者数 (人)	878,633	881,723	922,677	942,203	958,925	990,675	1,050,397	1,155,697	1,180,955	1,167,855
▲ 運転免許保有者数 (万人)	6,570	6,721	6,856	6,987	7,127	7,273	7,379	7,469	7,555	7,653
× 車両保有台数 (万台)	8,220	8,349	8,497	8,655	8,754	8,799	8,860	8,925	8,972	9,011

交差点事故の推移 (過去5年間の交通事故件数)

(単位 :件数)

	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年
交差点内	394,245	415,016	453,204	456,538	453,849
全体	803,878	850,363	931,934	947,169	936,721
占める割合	49.0%	48.8%	48.6%	48.2%	48.5%

政策の名称	4 安全・快適な交通環境実現のため施策の推進 ・ 車間距離不保持違反取締装置の整備
政策の内容 ・ 目的	車間距離不保持違反車両に対する取締りについて、車間距離測定の正確性等証拠資料の確保に優れた車間距離不保持違反取締装置を導入し、高速道路における交通人身事故の主な原因である車間距離不保持違反を抑止し、もって、交通事故の抑止を図る。
必要性	<p>【公益性】 高速道路における交通人身事故の事故類型別発生状況は、追突によるものが過去3年間いずれも65%以上となっているところであるが、その原因として速度超過や前方不注視と併せて車間距離不保持も主な原因となっている。このため、高速道路交通警察隊隊員をして、この種交通違反の取締りを恒常的に実施しているところであるが、車間距離の測定は、車線境界線（白色破線）の長さを基に目視により行っているところであり、その取締りには、相当な経験を有する高速道路交通警察隊隊員の技術が必要なことから、新たな取締り資機材の開発が求められていた。</p> <p>このような状況の中、車間距離を機械で測定し、車間距離測定の正確性、違反車両等の走行状況、違反場所の特定等証拠資料の確保に優れた装置が開発されたことから、これを全国に整備し、車間距離不保持に起因する事故防止を図る必要がある。</p> <p>【官民の役割負担】 交通違反の取締りは、警察の犯罪捜査権限に基づき行うものであり、そのために必要な機材の整備は、警察において行う必要がある。</p> <p>【国と地方の役割分担】 高速道路における道路交通法に規定する犯罪等の捜査に必要な物件費等は国において支弁することとされている。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪捜査に関する権限は、警察等捜査機関にのみ与えられているので、民営化・外部委託は不可能である。</p> <p>【緊急性の有無】 交通事故が依然として多発し、一昨年には交通事故の発生件数が過去最高を記録している中、交通事故の発生を抑止するためには、効果的な交通違反の取締りを緊急に推進する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p>
達成効果等	<p>【今後見込まれる効果】 車間距離不保持違反の取締りを効果的に実施できることから、危険性の高い車間距離不保持の抑止及び車間距離不保持違反に起因する交通事故の抑止に効果が期待できる。</p> <p>【効果の把握の手法】 本件装置による車間距離不保持違反の検挙数。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 当該装置については、整備直後から交通違反取締りにおいて活用が可能であり、効果が期待できる。</p>
予算額	<p>【平成15年度予算額】 59,713千円 【平成16年度要求額】 60,623千円</p>
効率性	<p>【代替的手段の有無】 現行の目視による取締り手法は、取締りのための高度な技術と経験が必要であることから、車間距離を機械で測定し、車間距離測定の正確性、違反車両等の走行状況、違反場所の特定など証拠資料の確保に優れた車間距離不保持違反取締装置の導入は不可欠であり、代替的手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 当該装置は、一定の訓練を行うことにより取締りを行うことが可能となるものであり、車間距離を機械で測定し、車間距離測定の正確性、違反車両等</p>

	<p>の走行状況、違反場所の特定など証拠資料の確保に優れ、効果的な取締りが可能となることから、現行の目視による取締りの技術を身に付けることがかなりの経験を要することを考慮すると、低いコストで高い効果をあげることができる。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他	<p>平成11年 警察装備開発改善コンクールにおいて警察庁長官賞受賞 平成12年 科学技術庁長官賞受賞（創意功労者）</p>		
政策評価担当課	交通企画課	評価実施時期	平成15年8月